

第三十四回国会 日米安全保障条約等特別委員会議録 第二十三号

昭和三十五年四月二十六日(火曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君
理事 井出一太郎君 理事 岩本 信行君
理事 大久保武雄君 理事 櫻内 義雄君
理事 榎本 三郎君 理事 西村 力弥君
理事 松本 七郎君 理事 竹谷源太郎君
安部 晋太郎君 愛知 揆一君
秋田 大助君 天野 光晴君
池田 正之輔君 鍛冶 良作君
加藤 精三君 嶋田 宗一君
賀屋 興宜君 田中 榮一君
田中 龍夫君 床次 徳二君
野田 武夫君 服部 安司君
福家 俊一君 古井 喜實君
保科 善四郎君 毛利 松平君
山下 春江君 飛鳥 田一雄君
石橋 政嗣君 井手 以誠君
岡田 春夫君 黒田 壽男君
滝井 義高君 戸叶 里子君
中井 徳次郎君 穂積 七郎君
森島 守人君 横路 節雄君
受田 新吉君 大貫 大八君
堤 ツルヨ君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君
外務大臣 藤山 愛一郎君
國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 俊一君
法制局長官 林 修三君
防衛庁参事官 加藤 陽三君
(防衛局長)
調達庁長官 丸山 佑君

外務事務官 下田 武三君
外務事務官 森 治樹君
外務事務官 高橋 通敏君
委員外の出席者 門 員 佐藤 敏人君

四月二十六日
理事 竹谷源太郎君 同月二十日委員辭任につき、その補欠として竹谷源太郎君が理事に當選した。

本日の會議に付した案件

理事の互選
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第六五号)

○小澤委員長

これより會議を開きます。この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い、現在理事一名が欠員になっております。

す。つきましては、この際、その補欠を委員長において指名いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○小澤委員長 御異議がないと認めまして、竹谷源太郎君を理事に指名いたします。

○小澤委員長 引き続き、これより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、右各件を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。岡田 春夫君。

○岡田委員 私の質問を続行させていただきますが、前回の私の質問から今日に至りますと、しばらく委員会の空白がございました。その委員会の空白において、自民党の諸君は、中間報告とやら何とやらというふうなことをお出しになったのでありますが、

今度の空白の間には、岸總理大臣は、自民党の總裁として陣頭指揮をおとりになされたのでありますけれども、中間報告とかそのようなことが、きわめて

適當な措置であるとお考えになって陣頭指揮をおとりになしたのであります。か、どうでありますか。

○岸國務大臣 もちろん、私は、一面政府の首脳であると同時に、自由民主党の總裁でございます。しかし、御承知のように、党の運営につきましては、それぞれ機関が設けてありまして、その議に従つてすべての行動がとられております。国会における運営は、それぞれの機構におきまして決議をきめた上において、党が行動するわけでありまして、私は、その党議に従つてすべて行動するつもりでございます。

○岡田委員 この点につきましては、私も、もう済んだことでありますから、あまり深く触れることは避けたいと思ひますけれども、しかし、今静かにこの数日間の模様を顧みまして、自民党總裁としての岸さんは、自民党が提起されました参考人の問題あるいは中間報告の問題というものは、あのとき、あの時間において最も適當な方法であつたと、今、現在において反省をされておられますか、どうですか。

○岸國務大臣 今日におきましては、言ひまでもなく、議長のおつせん案に従つて党としても行動しておるのであります。ただ、あのときの瞬間において、あの時期において、ああいうことがどうであつたかということになりますと、今から反省しろ、こう言われまされども、そのときの状況から申しますと、いろいろ先ほど来申し上げる通りに、党の運営または当委員会の運営について、理事会その他においてきまつた事柄というものが運営されたというところは、私は、当時の状況から見ると、それぞれ理由があつたことだと思ひます。今日の状況において考えろと言われまされども、今日の状況は、先ほど申し上げる通りに、議長のおつせん案に基づいての審議を尽くす、こういう状態になっておりますから、当時の状況としては、当時の状況のもとに判断され、またきめられるというところについては、私は、当時の事情としてはもつともなことだつたのだ、かように考えております。

○岡田委員 私はここであらためて念を押しておきますが、やはりこのようにな重大な条約については、これは十分慎重審議をしなければならぬ。慎重審議をしなければならぬのに、自民党ではすでに六十時間をやつたとかいうようなことで、慎重審議が尽くされたかのごとく話をしておりますけれども、しかし、新聞論調であつた十分ごろんの通りに、今日における安保条約の審議については、まだまだ審議が足りないというものが、新聞論調の一般の意見であります。これは国民の世論としても当然そのような考え方をとつ

ております。この機会において、今度は総理大臣としての岸さんにお伺いをいたしたいのでありますが、やはりこのような重大な問題は、十分審議の時間をかける必要がある。そしてこの十分審議をする中においても、今日まで審議がすすんでいるという事は、むしろ政府の答弁できわめていい点がある。明確な答弁をことさらに避けるという点で、時間がおくれているというふうな事情等も相当あるわけでありまして、この点は今後政府としても十分御注意を願うとともに、もつとも慎重審議の時間をかけることを私は希望したいと思っておりますが、総理としての御意見を伺っておきたいと思つております。

したことが間違ひであつたということ、実は総理が暗にお認めになつたと解釈せざるを得ない。そういう意味で、私たちは審議を進めていきたい。あなたのおっしゃる通りに、十分慎重な審議を進めたいと思つていますが、この点はいかがですか。

○岸田外務大臣 先ほど申し上げましたように、今日の段階において、私は、議長のおつせん案の趣旨に従つて慎重審議を尽くすことが、最も適當である、かように思つております。

○岡田委員 それでは、私はこの問題は、この程度にやめますが、昨日の夕刊で、私はある漫画を見ました。これは岸さんが、その漫画の中に、鏡に見合つて、おれの顔は李承晩の顔かなあという漫画が出てゐるのであります。国民は、岸さんの顔と李承晩の顔を二重写しに見ている、このような漫画が出てゐるという事実を、やはり岸さんは考へなければならぬ。私は、この前の質問のときに、李承晩政権の今日の状態は、もつて他山の石とすべしであるというのを申し上げたのでありますが、今後の安保問題の審議については、このような国民の不安と疑惑、この点を払いのけるように、十分審議に對して積極的な答弁の態度をとつていただくように要望いたしておきます。この点についても御意見があれば、その点を伺つておきます。——御意見がないようですから、それでは具体的に入つて参ります。

○岸田外務大臣 慎重審議を尽くすということ、私最初より申し上げておることでありまして、今日といへども違ひない。おそらく当時の状況から見ますと、国会のこの委員会におきましては、御意見はあつたのでしうけれども、多数の意見は、あの段階において、参考人の意見を聞いて、さらに審議をすることが適當である、さう認められたにかかわらず、それが実現できない。さうして、委員会において審議をすることができないというふうな、当時の状況においては判断されて、私はあつた措置がとられたものだと考へております。しかしながら、政府としての態度としては、先ほど来申し上げておる通り、また、私最初から申し上げておる通り、十分審議を尽くして参る考へでございます。

私は、前回の質問におきましては、自衛権の問題について、だいたひ議論を進めて参つたのでありますが、自衛権の問題は、この際しばらくたな上げをいたしまして、次の問題から、あらためてまた自衛権に戻りたいと思ひます。

○岡田委員 今の御答弁からいふと、中間報告をやつて打ち切るということについて、このような自民党の提案を

きよう御質問をいたしますのは、主として条約の第六条に關係する部分について、御質問をいたしたいと思ひます。第六条に基づいて、日本がアメリカに對して基地の提供を行なう、基地を使用するということについて、第六条に規定してあります。この点について外務省は、実は私ここに持つておられますが、一月の二十日に、外務省の情文書の発表として、このような資料が実は出ております。これは安保条約の解説という資料であります。この解説という資料を見ますと、第六条の部分に關しては、次のようにこの解説は書いてあります。ページ数は二十六ページであります。「米國が軍事行動を執るのには、國連の行動として執る場合か、自衛権の行使として執る場合かに限られること、また、米軍が日本から戦闘作戦行動を執る場合には日本政府と事前に協議することになつてゐること、後述のとおりである。このように、情文書の解説では、第六条に基づく米軍の行動は、國連の行動としてとる場合か、アメリカの自衛権の行使としてとる場合か、この二つに限られるのである、このようにはつきりと書いてあります。この点からまず伺つて参りたいと思ひますが、この点は藤山さん、間違ひないのございませうか。

○藤山國務大臣 間違ひございません。

○岡田委員 それでは、今間違ひないかと御答弁のように、第六条に基づく米軍の軍事行動は、國連の行動である場合、それから自衛権の行使である場合、この二つである。まず第一点は、國連の行動としてとる場合、この点について質問を進めて参りたいと思ひます。

○藤山國務大臣 御質問の趣旨は、この極東事項がなくとも、アメリカの在日米軍が國連軍に編入された場合には、出動できるのではないかと御質問でありますか。——むろん、國連軍として在日米軍が編成される、さうしてその任務を、國連總会の決議によりましてできるわけでございます。それによつて出ますときには、われわれとして、在日米軍が使用されなければならぬと思ひます。ただ、その場合に、やはり極東の事態に對して起こつた問題について、今日極東の平和と安全というところが、われわれ関心事でございますから、さういふ意味において、この条項があることが適當だと思つておるのであります、ない場合に、それで

合、この二つである。まず第一点は、國連の行動としてとる場合、この点について質問を進めて参りたいと思ひます。

○岡田委員 だいたひ藤山さんの御答弁には問題点を含んでおります。國連の行動という場合には、國連軍の行動だけというように御規定になつてゐるようでありまして、これは必ずしもその意味を意味してありません。國連軍として行動する場合には、憲章の四十三條の特別決議に基づく場合だけでありまして、それ以外において、國連の行動として、たとえば四十一條、四十二條において行動できることもあるわけでありまして、ともかくもあなたの御答弁の趣旨といふものは、國連の決議に基づいて行動しなければならぬ、加緊國が行動しなければならぬという場合には、さういふ意味だと思ひますが、しかし、さういふ意味においても、先ほど答弁の後段において、さういふ場合になつてみて十分考へなければならぬ、さういふ御答弁であります。今、さういふ御答弁は間違ひだと思ひます。それでは、今のようないふお話をすれば、そのときには断わるというところもあり得るという意味で、その場合においては考へてみる、さういふことをおっしゃつてゐるのだらうと思ひますが、國連が決議をして、加緊國の軍隊が出動するという場合に、日本の基地が、その國連の行動に基づいて軍隊の出動に對して協力しなければならぬ義務がある。これははつきりしてあります。これは國連憲章の第二條の五項にあるように、すべての加盟國は、國際連合がこの憲

はそれでも出られるのじやないかという場合には、その場合の状況によつてあらためて考へられる問題だと存じております。

○岡田委員 だいたひ藤山さんの御答弁には問題点を含んでおります。國連の行動という場合には、國連軍の行動だけというように御規定になつてゐるようでありまして、これは必ずしもその意味を意味してありません。國連軍として行動する場合には、憲章の四十三條の特別決議に基づく場合だけでありまして、それ以外において、國連の行動として、たとえば四十一條、四十二條において行動できることもあるわけでありまして、ともかくもあなたの御答弁の趣旨といふものは、國連の決議に基づいて行動しなければならぬ、加緊國が行動しなければならぬという場合には、さういふ意味だと思ひますが、しかし、さういふ意味においても、先ほど答弁の後段において、さういふ場合になつてみて十分考へなければならぬ、さういふ御答弁であります。今、さういふ御答弁は間違ひだと思ひます。それでは、今のようないふお話をすれば、そのときには断わるというところもあり得るという意味で、その場合においては考へてみる、さういふことをおっしゃつてゐるのだらうと思ひますが、國連が決議をして、加緊國の軍隊が出動するという場合に、日本の基地が、その國連の行動に基づいて軍隊の出動に對して協力しなければならぬ義務がある。これははつきりしてあります。これは國連憲章の第二條の五項にあるように、すべての加盟國は、國際連合がこの憲

はそれでも出られるのじやないかという場合には、その場合の状況によつてあらためて考へられる問題だと存じております。

章に従つてゐるいかなる行動についても、国際連合にあらゆる援助を与えなければならぬ。もしあなたが、国連の行動に基づく軍隊が出動する場合に、日本の基地の提供を拒否するといふお考えで、先ほど、そのときになつて考へてみなければならぬといふ御答弁であつたとするならば、この第二

五項に違反することになると思ひます。国連の行動であるならば、当然これは日本の基地を提供するといふことがはつきりしていると思ひのであります。この点はいかがですか。

○藤山國務大臣 先ほど岡田委員の御質問は、いわゆる岡田委員の言われる極東条項、それがなかつた場合、国連のメンバーとして、国連軍が編成されたときに、われわれが協力することは当然でございます。協力の方法といふものはいろいろあるわけでありまして、軍隊を出す国もございまして、協力して行く方法もあろうと思ひのであります。でありますから、そういう場合のいろいろの条件といふものが、そのときにあるわけでありまして、その際という意味において申し上げたのでございます。

○岡田委員 それではあれでしょう。日本としては、国連の決議があつて行動する場合に、当然日本の基地の使用をその軍隊に許すといふことになるのですか。

○藤山國務大臣 それは今申し上げたように、岡田委員の前提は、極東の平和と安全といふことがなかつた場合といふ前提でお話しになつていますから、私もその通り申し上げておるので

○岡田委員 それでは伺ひますが、極東の条項がなければ提供しない、こうおつしやるのですか。協力をしないとおつしやるのですか。

○藤山國務大臣 提供しないとかなんとか申し上げておるわけではございせん。その場合に判断すべき問題だといふことを申し上げておるわけではございまして、なお、その関連におきましては、条約局長から御説明いたさせます。

○岡田委員 ちょっとお待ち願ひたい。今の御答弁を伺つておりますと、極東条項がなくても、協力をしなければならぬ義務があるのです、日本の国は加盟国として、そうではないのですか。

○藤山國務大臣 国連の決議に協力するといふことは、これはメンバー・ステートとして当然の義務であります。ただ、その協力の方法にいろいろある、こゝろ申し上げたのであります。

○岡田委員 しかし、これは具体的に言つて、在日米軍が日本におるということとは事実なんです、極東の条項があるとなかろうと。この条項に基づけば、当然在日米軍が日本におるわけですから、その在日米軍が出動するといふ場合においては、国連の決議に基づいて出動するわけでありまして、極東条項があるとなかろうと、出動ができません。これは日本がどう言おうと、アメリカは国連の加盟国として出動するところができるわけですから、それならば、極東条項はなくなつて出動できるではありませんか。

○藤山國務大臣 それでありますから、先ほど来申し上げておる通りに、極東の条項がない場合だけをとつてど

うだといふことをお話しになりましたから、その申し上げたのであります。でも、われわれとして、極東条項がなくても、国連が決議をして、そうして国連軍が編成され、在日米軍がそれに編成されたときに、協力の方法といふものは、先ほど申し上げたようにあるわけでありまして、それを申し上げておるわけでありまして。

○岡田委員 外務大臣は幾らか勘違いをされておるようですが、私の伺つておるのは、この安保条約並びに現行の安保条約で、日本は基地を提供してゐて、アメリカの軍隊がここにおるわけですね。これが在日米軍ですね。この在日米軍の主要目的として、第六条では、日本国の安全、これが一つ、第二点は、極東における国際の平和と云々といふ極東条項、この二つあるわけですから、極東条項といふものの、たとへば全然なくて、第六条にだけ書いてあつて、それでも在日米軍は基地の提供を受けて、基地を使へるわけですね。そういう場合において、もしもそこそこ、日本国の安全のため、という主要目的だけある、在日米軍が、国連の決議に基づいて、加盟国であるアメリカとしては在日米軍を出動させるという場合には、当然これは極東条項があるとなかろうと、この在日米軍といふものは出動しなければならぬ。これが憲章上の義務である、しななければならぬ。出ようと思へば、極東条項があるなしにかかわらず、これは出ることが出来る。これはそうなんですよ。そうではないのですか。

○藤山國務大臣 御承知のように、国連軍が編成されるときには、今までの例によりますと、メンバー・ステートに対して、あなたのところは軍隊を出すか出さないかといったような形において、呼びかけがございまして、従つて、軍隊を出すことによつて協力する場合もあり、その他の方法によつて協力する場合もある。これはそのときの事情によつていろいろ違つておること、御承知の通りだと思ひます。従つて、在日米軍がおります以上は、アメリカが在日米軍を国連軍に使う場合に、国連軍として編入していくといふことは、当然考へられることだと思ひます。それに従つてアメリカとして協力していくといふことは、当然考へられることだと思ひます。その場合に、国連に協力していく立場からいいますと、日本もそういう意味において、国連協力の問題については、自分の判断でもつて、どういふ援助をしたらいいかといふことは当然やれるわけ、在日米軍がこの基地を使用するとか、その他の方法もいろいろございまして、軍隊を日本は出せないといふ立場です。軍隊を出せないといふ立場でもつて協力していく、こゝろのことを申し上げておるのであります。

○岡田委員 それはよくわかるのです。藤山さんがその言われるようなことは、今言われたその通りだと思ひます。すよ。それは何も極東条項がなくたってできるではありませんかといふのです。それでよろしい。

○藤山國務大臣 おそらくこの条約の問題ではないといふ意味において、今のようないく国連協力の場合は考へられると思ひます。かりに極端なこ

とを申し上げれば、安保条約といふものはなくとも、日本が国連のメンバーの一人として、その際、基地を提供して使うといふことは、安保条約のこの問題とは別個の問題としてあるといふことであります。

○岡田委員 それは別個の問題でないで、別個の問題とも言い得るが、それと同時に、在日米軍が国連加盟国であるアメリカの行動に対していかに協力するかという、在日米軍の行動が、加盟国のアメリカの行動としていかにやるかといふことなもので、それならば、今御答弁の通り、この条約にかかわらず、国連が決定した限りにおいて米軍が行動するといふことならば、ここに極東条項をうたわなくても出れるわけですね。それを伺つてゐるのです。なければ出られないのですか。

○藤山國務大臣 その場合、日本の基地を提供するかしないかといふことは、その場合の判断であらうと思ひます。国連協力のいふものの方法は、今のうちに軍隊を出すばかりが協力じゃございせん。軍隊を出さないでも、協力する方法はあるわけですね。国連の決議に従つて、そういう場合にどういふ協力をするかといふことは、そのときの事態によつて判断する、こゝろのことでありまして、私の答弁でわかりにくければ、条約局長からよく説明いたさせます。

○岡田委員 今の御答弁を伺つて、国連の加盟国である日本が、国連の行動に基づいてアメリカの軍隊を行動させるという場合において、この場合においては、これは国連加盟国であるアメリカは当然出動するといふことである

制行動——おそらく軍事行動をとる。そしてアメリカをしてとらせるというふうな場合だと考えます。決議と申しまして、それは現在のところ、国連軍が成立しておりませんから、総会への勧告に従って行なわれると考えます。すなわち、総会の勧告によって行なわれる場合は、まず、その勧告が提案になったときに、勧告の内容によりまして、これに賛成するかいなかのこちら側の判断がある。それからその勧告が成立した場合に、同じような法律上の、形式的な問題かもしませんが、これに従うといふなどの自由を持つ。そこでまた、われわれの意思判断があるわけでございます。そうして、そこで一つの場合に、今度はその行動で、どういうふうなそれを具体的に行使するか、こういうことで、たとえばアメリカならアメリカを通して、国連側との話し合いによって個々にきまっていく、こういうことになるかと思ひます。ただ、こ

の話し合いの基盤は、われわれとしましては、常に国連に対する援助という基盤に立つてこれは行なわなければならない。しかし、援助だからといえども、それでは具体的にどういうことをするかということは、そのときどきの話し合い、また、日本自体の安全という問題、われわれはそういう見地に立つて話し合いをしまして、そして、それでは個々のどういう形をどういうふうに認めるのだということになることが、これは国連の問題だと考えます。幸いにして、今アメリカ軍が日本におりますし、アメリカ軍との地位協定もございしますし、また、このような協定がございしますから、新しくそれ

○岡田委員 これはなくたって同じじゃないか。極東条項がなくなつて同じじゃないですか。どっちみち出れるのでしょ。出る場合には同じじゃありませんか。どっちにしても、国連が出ろということをきめた場合に、日本がどうこう言おうと——あなたと藤山さんと岸さんは、日本のことを言っているのだけれども、在日米軍が出動することを私は聞いておるのですよ。在日米軍は、日本に極東条項があろうがなかろうが、出ますよ。それが国連の行動に忠実な態度じゃないか。この極東条項がなければ、日本は出さないとい

○岡田委員 それじやもう一度總理に伺いますが、國連憲章の第二条第五項には、國際連合にあらゆるすべての援助を与える、こういつておる。それながら、在日米軍がいる基地を、極東条約がないために拒否するということとは、言えないじゃないですか。どうして言えるのですか。（兵力の出動なんかでいいよ」と呼ぶ者あり）日本の兵力の出動なんかじゃないのですよ。米軍

吉田・アチソン交換公文で特別の協定をして、そうして援助の内容なり、援助のなをきめておるわけですから、そういう意味において日本のなにはあるので、今の国連憲章からあらゆるなになだということで、すべてのことを、われわれが国内の憲法上のこと以外のことは何でもしなければならぬということは、私はないと思う。日本として、いかなる方法によつて、それについて、

に、吉田・アチソン交換公文によって、日本が、具体的にそのときにおける協力の内容とか、あるいはこれを使わせるということも認めておる。これによってできておる、私はこう思います。

○岡田委員 この点ばかり言っておつてもしょうがないから、次に進みますが、ちよつと伺います。これは極東条項なんかなくたって当然出れる。国連

では、この条約の中に規定される義務、この義務は、たとえば極東条項がなかったとするのですよ。こういう義務というもの、日本は、これには義務を負っていない。たとえば、極東条項に協力しないというようなことが書いてあっても、国連憲章の百三条で、国連で決議された行動については米軍は出動するし、日本はこの条約に基づいても、憲章を優先しなければならぬ。

い義務があるじゃないですか。はつきりしているじゃないですか。だから、極東条項がなければ出動ができない場合もあり得る、こうおっしゃるのですか。それならそうだとはいきりおっしゃって下さい。そこを言ってもらいたいです。極東条項がなければ、在日米軍が国連の行動として出動する場合に、日本の基地を使わせないという場合もあり得るならあり得るとお話し願いたい。いいですか。

○高橋(通)政府委員 ただいまの点でございしますが、国連によってアメリカが義務として出動するというような場合は、どうした場合でありまいしょうか、ちよつと私は考えがつかないわけでございます。国連は現在、勧告によって行きますから、勧告を自由意思で受諾して行くわけでございます。

それからもう一つ、先ほどの二条五項の問題でございしますが、これは一般的な援助でございしますが、一般的援助というのは、われわれはそういう立場において国連とできるだけ協力しなければならぬということ、この援助ということがあるから、一切の国連の要請に従わなければならないというものは、これから予定しているものでもないけれども、また、国連もむやみに一切の要請を義務的に押しつけるというようなことは絶対しない、すなわち、各加盟国のおの意向をくんで、そうして最善と考えられる措置をとるわけでございます。従いまして、この条項があるから、及び、国連としてこういう決議ができたから、これで具体的にこのようにことを押しつけられるというよりなことは、私は絶対ないと考えております。それはおのの加盟

国の意向を事前に聞いて行なわれる、こういうことでございします。従いまして、今具体的な場合で、国連に日本が基地を貸さないことがあり得るということでございますが、これは論理的な問題といたしまして、そういう場合があり得るわけでございます。これは論理的な問題でございします。論理的な問題と申しますのは、その場合に貸すか貸さないかというの、やはりこちらに日本の自主的な意思の判断でここに関与することができ、そうして自主的な判断で、国連憲章という立場と日本の安全という立場、その他もろもろの立場を勘案してこれを決定する、それがまた全体として非常な国連に対する援助となるということであらうと考えております。

○岡田委員 それじゃ、ほかの角度からもう一度伺いまししょう。その場合に、出動する米軍というものは、国連の決議に基づく米軍である、当然そうである。それと同時に、何も米軍だけが行動するわけではないのです。国連の決議に基づいて、カナダの軍隊も、あるいはソビエトの軍隊も出動し得るわけですね。その場合において、日本の基地の提供を拒否できますか。

○高橋(通)政府委員 先ほど申し上げましたように、拒否できるとか、できないという問題でございしますが、これは法律上の、論理的な問題として申し上げます。国連協力的とか、そのつどどの情勢に応じてこれを拒否するか、しないとかいう問題でなくて、そうしますと、各国軍隊がそれを受諾して、それから出動する、と同時に、出動のためにはあるいは基地を必要とする、それからどここの国を通過しな

ければならない、どこどこで食糧を調達しなければならぬというところになりますと、すぐその具体的な協定に入るわけでございます。そこで、おののがその立場によって判断する、そうして協定ができ、その協定に従って、通過なり駐留なり何かが行なわれるというところでございします。ですから、そこに自由意思の判断と申しますか、われわれが向こうと合意をする余地がある、こういう意味におきまして、提供できる、できないということが言われる、こういう意味で申し上げたのであります。

○岡田委員 それじゃ伺いますが、アメリカの場合には基地を提供する、そうして、それ以外の軍隊は国連軍として同様に行動しているのに、ほかの軍隊に対しては拒否する、こういうことはあり得るのですか。

○高橋(通)政府委員 論理的な、また法律的な問題になります。そのとき、事情に応じて、こちらの軍隊には確かにその必要を認めるし、われわれもそれが必要だと判断するから、こちらは大いに使う必要があるから使っていたらいい、しかし、こちらの方は、ほかの方がより能率的ではないか、国連の目的を遂行するためにほかの方を使う方が能率的ではないかと考えられる場合、これは今度またほかの方との協定を考えるなり、そういう場合が行なわれる。ですから、いろいろ場合が行なわれますが、論理的には、とにかく二国間の、数か国間の合意によって行なわれるのじゃないか、このように考えております。

○岡田委員 いま一点だけはいきり伺っておりますが、拒否するかしないかは、国連憲章に基づいて日本の加盟国としての権利義務です。この条約に極東条項があるなしにかかわらずの問題ですね。どうでしょう。

○高橋(通)政府委員 その通りでございます。今、国連の加盟国……

○岡田委員 それでははつきりしているじゃないか。極東条項がなくとも、加盟国の権利義務として、日本の国から米軍は出動できるじゃないですか。藤山さん、どうなんです。極東条項がなくなつて、アメリカは国連の行動として出動できるじゃないですか。その通りだと言つたじゃないか。そうじゃないのですか。これは国連加盟国の義務です。極東条項がなくなつて出れなすよ。どうなんだ。はつきりしないよ。

○藤山(国務大臣) 今お答えしておりますように、国連軍になりました場合に、先ほどイギリスやカナダのお話がありました、そういうものが出たときに、日本の基地を日本が提供するということ、国連に協力するのだというのと、基地を提供しなくても国連協力というものはできるわけなんです。それから、そういう判断のもとにやるわけであつて、そういう意味におきまして、ふだんの場合においては考えていくわけですね。

○岡田委員 だから、極東条項がなくたつてやれるでしょう。あなたの言つておるのは、加盟国の義務を言つておるのです。はつきりしているじゃないか。

○岸(国務大臣) 問題は、これがなかった場合に——アメリカが使うということは、さつき言つておる通りに、

少なくとも国連の決議なり勧告があつたら、それによって使う。しかし、日本を基地として使う場合においては、日本との間に協定しなければできないと思ふのです。協定すればできるのです。協定がなければできない。しかし、この条項がありますれば、この目的の範囲内において出動する場合は、そういう協定を作らなくても、事前協議だけで出れる、こういう差があると思ひます。

○岡田委員 それはおかしいじゃないですか、岸さん。その場合に出るのは米軍じゃないのです。国連軍としてなんですよ。その場合の協定というのは、安保条約なんぞに規定できません。国連軍と日本との新たな賞賛が必要なんです。そうでしょう。それならば、何も極東条項がなくなつて、その条項の取りきめを別にやればいじゃないですか。アメリカとの協定をその場合に結ぶ必要はないのです。どうでしょう。そうでしょう。国連軍と日本との協定ですよ。それはどうなんですか。はつきりしているじゃないか。極東条項がなくなつて、それを結ばないんです。

○岸(国務大臣) 私はどうも岡田君の御質疑の趣旨がよくわからないのですけれども、国連軍として出る場合においても、いろいろな形があるだろうと思ふのです。しかしながら、在日米軍が国連軍として、この極東条項がなかった場合に行動する場合においては、国連軍と日本との協定に基づいて、その範囲内において日本に在る米軍は行動できるであつて、その協定は国連軍との間にされるけれども、その国連軍に在る米軍が編入されて、そうして日

本の基地を使うという場合において、それに関する特別の協定ができて、その協定に基づいて行動する、こういうことだろうと思います。

○岡田委員 ですから、今総理の言われた通りなんです。いいですか。国連軍として出る場合、この中には米軍もあるし、カナダもあるし、いろいろありますね。さつきから藤山さんは国連軍国連軍と言っているが、四十三条の場合だけは国連軍になるのだけれども、総会の決議による国連軍と一応解釈しておきましょう。藤山さんの顔を立っておきましょう。ところが、この国連軍の場合には、アメリカだけが出るといふ場合はあり得ない。これは憲章上あり得ないのです。憲章の精神として、憲章の規定によって、加盟国の数力国が出なければならぬのです。その場合には国連軍と日本との間の新しい取り決めが必要なので、この極東条項がなくても、これは出動できるのですよ。当然そうでしょう。

○岸国務大臣 おっしゃる通り、取り決めがあればできる。取り決めがなければ、私はできないと思います。

○岡田委員 それじゃ、あなたの論理から言うと、六条に極東条項があるから、国連軍としてアメリカ軍全部も出れる、こういうわけですね。あなたの論理からいけば、そういうことになるでしょう。

○岸国務大臣 その目的の範囲内であることでは、アメリカが、米軍として独立に出る場合もございましょうし、国連軍として出る場合においても——しかし、これは、ともに事前協議の対象になる、こういうことです。

○岡田委員 国連軍という中には、アメリカ軍のみじゃないのですよ。ほかの軍隊も入るのですよ。ほかの軍隊を含めた国連軍が、この安保条約の極東条項によって出れるのですか。それじゃ、その点を伺いましょう。出れるのですか。

○岸国務大臣 そんなことはあり得ない。それは日本にいて、この、駐日の米軍のことを安保条約においては、いつているのであって、それ以外のことは、安保条約の関係じゃありません。

○岡田委員 ですから、国連軍が出動する場合においては、国連軍と新たな協定がなければ出動できないでしょう。極東条項があるだけでは、米軍が出動するのであって、国連軍としての出動なんかないでしょう。はつきりしているじゃないですか。

○岸国務大臣 国連軍としての全体のことを言っているのじゃないに、国連軍の一部であるところのアメリカ軍が、この目的の範囲内において行動する場合には、アメリカ軍の行動については、この事前協議の対象だけではない、こういうことです。

○岡田委員 じゃ、もう一点伺いましょう。国連軍としての米軍の中で、極東条項がある場合には出動できるが、国連軍の中の米軍は、極東条項がない場合には出動できないということもあるのですか。それを伺いましょう。

○岸国務大臣 この場合においては、さつきからしばしば言っているように、国連軍との間に特別の協定をして、その協定に基づいて米軍は国連軍

の一部として行動することができ、こういうことです。

○岡田委員 そんなことを聞いているのじゃない。私の言うのは、その場合には新たな協定をきめる、こういうのでしょ。新たな協定をきめる場合には、米軍だけと協定するのじゃないのです。国連軍としての協定を結ぶのです。いいですか。国連軍としての米軍が出動する場合においては、この極東条項がなくても出動できるのじゃないか、こう言うのです。それは国連と新たな協定を結ばないじゃないか。どうなんですか。はつきりしているじゃないか。

○岸国務大臣 それはさつきからお客えしている通り、特別の協定をすれば、それでいいのです。

○岡田委員 それじゃ、国連の行動として出動する場合には、米軍だけが出るといふ場合はあり得ません、今までの実例からいって。そうするならば、国連の行動として出る場合には、この極東条項は必要がない。国連軍に関する限りはそうなりません。極東条項は要らぬじゃないですか。はつきりしているじゃないですか。解釈を統一して下さい。どうも話があいまいで、話にならぬ。

○岸国務大臣 私が岡田君の御質問にさつきからお客えしているように、極東条項がなかった場合においては、米軍が国連軍の一部として出ていく。今、国連軍というものは、数力国で編成されているというところは、お話の通りだろうと思えます。その場合において、国連軍の一部として出る場合におきましても、当然に安保条約から出られるわけではなくして、その場合においては、

国連軍との間に、決議があつて協定ができて、そして日本の基地を使うというような場合においては、その協定に基づいて基地を使用することを許す。ちやうど朝鮮問題のときと同じであります。ところが、この極東の、この目的の範囲内において米軍が行動する場合においては、米軍が国連軍でなくとも、また、国連軍の一部として行動する場合においても……

○岡田委員 それはどういうわけです。

○岸国務大臣 それは、今言っているのは、それが岡田君はどうしても違うと言われるのだが、要するに、米軍が国連軍の一部として行動する場合においては、その範囲内である場合には、日本と、という特別の協定をしなくても、日本との事前協議によって——出すか出さないかについては、日本はもちろん考えますけれども、そういう問題になる。それが極東条項があるかないかの違いである、こういうことを申し上げておるのであります。

○岡田委員 それじゃ伺いますが、先ほどの答弁の通り、米軍として出動する場合においては、国連軍の一部としての米軍として、出動できるかどうかという事です。ところが、その場合の米軍というのは国連軍の一部です。そのうち、その中でいいます。もう一回個別的に伺いますが、国連軍の決議があれば、国連軍というものは——その中には米軍も入るわけですね、その国連軍というものは、第六条の極東条項がなくても出動できる。そうでしょう。それから、国連軍の中の米軍が出動する場合においては、これはあくまでも、日米安保条約である限りにおいては米軍の出動であつて、国連軍の出動としては認めるわけにいかない。第六条の極東条

項があるから、国連軍の行動の一部として米軍が出れるなんというのは間違いです。新たな交換公文が必要でしょう。どうなんですか。はつきりしているじゃないですか。その前例があるじゃないか。これは朝鮮動乱における吉田・アチソン交換公文と同じことじゃないか。あれは米軍じゃないじゃないですか。どうなんですか。はつきりしているじゃないですか。

○岸国務大臣 問題は、今の吉田・アチソン交換公文については、これは米軍だけじゃなしに、国連軍全体の司令部を置くとか、それからほかの、英米その他の国連軍に参加したものに対するなにかいろいろとありますから、そうすると、純粹の米軍だけの問題とは別に考えなければならぬ、こう思います。

○岡田委員 しかし、これは再三申し上げて、私もいやになっているのですが、国連軍の一部の米軍というのは、国連軍です。これがどういふわけに第六条の極東条項で出れるのですか。それをはつきりして下さい。極東条項がなかったら、国連軍は出動できるのです。そうじゃないですか。はつきり伺いまししょう。もう一回個別的に伺いますが、国連軍の決議があれば、国連軍というものは——その中には米軍も入るわけですね、その国連軍というものは、第六条の極東条項がなくても出動できる。そうでしょう。それから、国連軍の中の米軍が出動する場合においては、これはあくまでも、日米安保条約である限りにおいては米軍の出動であつて、国連軍の出動としては認めるわけにいかない。第六条の極東条

項があるから、国連軍の行動の一部として米軍が出れるなんというのは間違いです。新たな交換公文が必要でしょう。どうなんですか。はつきりしているじゃないですか。その前例があるじゃないか。これは朝鮮動乱における吉田・アチソン交換公文と同じことじゃないか。あれは米軍じゃないじゃないですか。どうなんですか。はつきりしているじゃないですか。

○岸国務大臣 問題は、今の吉田・アチソン交換公文については、これは米軍だけじゃなしに、国連軍全体の司令部を置くとか、それからほかの、英米その他の国連軍に参加したものに対するなにかいろいろとありますから、そうすると、純粹の米軍だけの問題とは別に考えなければならぬ、こう思います。

○岡田委員 しかし、これは再三申し上げて、私もいやになっているのですが、国連軍の一部の米軍というのは、国連軍です。これがどういふわけに第六条の極東条項で出れるのですか。それをはつきりして下さい。極東条項がなかったら、国連軍は出動できるのです。そうじゃないですか。はつきり伺いまししょう。もう一回個別的に伺いますが、国連軍の決議があれば、国連軍というものは——その中には米軍も入るわけですね、その国連軍というものは、第六条の極東条項がなくても出動できる。そうでしょう。それから、国連軍の中の米軍が出動する場合においては、これはあくまでも、日米安保条約である限りにおいては米軍の出動であつて、国連軍の出動としては認めるわけにいかない。第六条の極東条

項があるから、国連軍の行動の一部として米軍が出れるなんというのは間違いです。新たな交換公文が必要でしょう。どうなんですか。はつきりしているじゃないですか。その前例があるじゃないか。これは朝鮮動乱における吉田・アチソン交換公文と同じことじゃないか。あれは米軍じゃないじゃないですか。どうなんですか。はつきりしているじゃないですか。

○岸国務大臣 問題は、今の吉田・アチソン交換公文については、これは米軍だけじゃなしに、国連軍全体の司令部を置くとか、それからほかの、英米その他の国連軍に参加したものに対するなにかいろいろとありますから、そうすると、純粹の米軍だけの問題とは別に考えなければならぬ、こう思います。

○岡田委員 しかし、これは再三申し上げて、私もいやになっているのですが、国連軍の一部の米軍というのは、国連軍です。これがどういふわけに第六条の極東条項で出れるのですか。それをはつきりして下さい。極東条項がなかったら、国連軍は出動できるのです。そうじゃないですか。はつきり伺いまししょう。もう一回個別的に伺いますが、国連軍の決議があれば、国連軍というものは——その中には米軍も入るわけですね、その国連軍というものは、第六条の極東条項がなくても出動できる。そうでしょう。それから、国連軍の中の米軍が出動する場合においては、これはあくまでも、日米安保条約である限りにおいては米軍の出動であつて、国連軍の出動としては認めるわけにいかない。第六条の極東条

項があるから、国連軍の行動の一部として米軍が出れるなんというのは間違いです。新たな交換公文が必要でしょう。どうなんですか。はつきりしているじゃないですか。その前例があるじゃないか。これは朝鮮動乱における吉田・アチソン交換公文と同じことじゃないか。あれは米軍じゃないじゃないですか。どうなんですか。はつきりしているじゃないですか。

換公文において、日本国は、国際連合が国際連合憲章に従つてゐるいかなる行動についてもあらゆる援助を国際連合に与へることを要求する同盟憲章第二條に掲げる義務を引き受けることになると述べられているので、前記の公文において「云々」となっております。「国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持すること

とを日本国が許し且つ容易にすること
を確認したので「云々」となつておる。

それであるならば、一体吉田・アチ
ン交換公文等に関する交換公文のこの
第一項で、いわゆる在日米軍の国連軍
が出動する場合において、これに對し
てノーと言ふのはどこで言へ
るのですか。国連憲章の第二条に掲げ
る義務を引き受けることを確認した。

そうして、この国際連合加盟国の軍隊
が、極東における国際連合の行動に従
事する場合においては、この軍隊を日
本国内及びその付近において支持する
ことを日本国が許し、かつ容易にする
ことを確認したとある。そうであるな
らば、総理大臣にお尋ねします。それ
じゃ、具体的に私はお尋ねしたいので
すが、どういふ場合にノーと言へるの
ですか。いつでもイエスと言ふなら、
何もそれは事前協議の対象にならぬ
じゃありませんか。どういふ場合に
ノーと言へるのですか。

○岸国務大臣 今問題は、横路君のお
あげになつてゐるのは、朝鮮動乱に關
しての吉田・アチン交換公文に基づ
いての議論であつて、私もさつきか
ら議論しておるのは、一般の問題と
して論じておるのであります。この
朝鮮事案に關しては、吉田・アチン
交換公文によつてその趣旨を尊重すべ
きことは———そういう協定ができてお
るのです。これはわれわれの自由意思
でそういうことをした。準用してゐる
のですから、それは尊重することは当
然であります。今は一般の問題とし
て議論をしてゐるわけでありませう。

問題は、そういう吉田・アチン交換
公文みたいなものを、今後新たに起
こつてきたところの極東のなにおい

て、その通りにやるかやらないかとい
うことは、日本の自由意思でもつて、
事情を見てきめるべきものであつて、
そういうものをきめたならば、その内
容に従つて日本が罷束されることは、
これは当然のことだ、こう思ひます。

○横路委員 そうすると総理大臣、た
だいまのお話で、朝鮮動乱に關しての
いわゆる国連軍については、吉田・ア
チン交換公文が、そのまゝ趣旨を尊
重してやるのだ。岡田委員に對する總
理の答弁は、一般的な国連軍の出動に
關して言つたのであつて、もしも韓国
においては再び朝鮮動乱が起きた場合
に出動は、これは吉田・アチン交換公
文によつて事前協議の対象にはならな
い。具体的に私は聞いてゐるのです
よ。岡田君が総理に今一般的な国連軍
の出動について尋ねて、総理が「お答
えした」というのだから、今あなたは、朝
鮮動乱、韓国において再びそういう動
乱が起きた場合における国連軍の出動
については、これは吉田・アチン交換
公文の効力が引き續いて生きてゐる
のであるから、従つて、私の受けた印
象では事前協議の対象にならない、こ
ういふように総理から具体的に答弁が
あつたと思ふのですが、その点はどう
ですか。

○岸国務大臣 これは今度の交換公文
ではさつき書いてありますように、そ
の場合の米軍の行動につきましても事
前協議の対象となるのであります。

○横路委員 それでは、この吉田・ア
チン交換公文等に関する交換公文の
第一項、「前記の交換公文は、日本国
における国際連合の軍隊の地位に關す
る協力が効力を有する間、引き続き効

力を有する。」この問題から先ほど私が
具体的に申し上げてゐる。そうした
ら、国連憲章第二条に掲げる義務を引
き受けることを述べ、そうして、その
国連加盟国の軍隊がこの行動に従事す
る、この軍隊を日本国及びその付近に
において支持することを日本国が許し、か
つ容易にすることを確認してゐるで
しょう。そうしたならば、総理にお尋
ねしたいのですが、どういふ場合にそ
れならばノーと言へるのですか。

○岸国務大臣 今度のこの吉田・アチ
ン交換公文等に関する交換公文の、
1、2、3と書いてあります3をお説
み下さるならば、そのことがはつきり
出ております。「千九百五十年七月七日
の安全保障理事会決議に従つて設置さ
れた国際連合統一司令部の下にある合
衆国軍隊による施設及び区域の使用並
びに同軍隊の日本国における地位は、
相互協力及び安全保障条約に従つて行
なわれる取極により規律される。」これ
ではつきり今の問題に對しては回答を
与えております。実際の問題として、
この吉田・アチン交換公文の趣旨に
よつて尊重していくべきことは、これ
は当然でございまして、事前協議の
対象となることは、この三項に明
らかに規定してあります。

○横路委員 総理、私も今総理が指摘
されたこの第三項については、
「相互協力及び安全保障条約に従つて
行なわれる取極により規律される。」そ
のことは、総理が今おっしゃつたよう
に、私は、第六条によるところの事前
協議、第六条の実施に關する交換公文
のことを意味してゐると思ふ。しか
し、第一項は何を意味してゐるの
で、前記の交換公文は、日本国にお

ける国際連合の軍隊の地位に關する協
定が効力を有する間、引き続き効力を
有する。」という、この第一項は何を意
味してゐるのです。第一項は、日本国
における国際連合の軍隊の地位に關す
る協定が、そのまゝ生きてゐるではあ
りませんか。この中には明らかに、先
ほど私が指摘しましたように、この吉
田・アチン交換公文は、同意章第
二条に掲げる義務を引き受けることを
述べてゐる。そしてさらに具体的に
は、朝鮮動乱における国連軍の出動に
關しては、日本は日本国内及びその付
近において支持することを日本国が許
し、かつ容易にすることを確認して
ゐる。この第一項と第三項というの
は———第三項は、なるほど形式的に
は、この吉田・アチン交換公文等に
關する交換公文で、「取極により規律
される。」なるほど生きてゐるかも知
れないが、第一項では、そうなつて
いないではないですか。第一項では
そうなつていないですよ。総理。岡田
君や私たちが言つてゐる事前協議の抜
け穴というのは、なるほど第三項のと
ころでは、「行なわれる取極により規
律される。」というこの表現がある
が、第一項で、現に吉田・アチン交
換公文は、朝鮮動乱に關する限りは嚴
格として生きてゐるじゃありませんか。
これはどう違ふのです。

○岸国務大臣 さつきから申し上げて
ゐるように、この吉田・アチン交換
公文は生きております。この生かす
という交換公文をやるわけですから、そ
れで三項において、これがやはり、日本
に駐留してゐる米軍が行動する場合に
おいて施設を使用して作戦行動する場

合においては、事前協議の対象となる
ということを明らかにしておきます。
それから、今横路君がお話しの、一
項において、「前記の交換公文は、日
本国における国際連合の軍隊の地位に
關する協力が効力を有する間、引き続
き効力を有する。」こういうことをきめ
ておりますから、今お話しのような
「当該一又は二以上の加盟国がこのよ
うな国際連合の行動に従事する軍隊を
日本国内及びその付近において支持す
ることを日本国が許し且つ容易にする
こと」ということは、これが生きてゐ
ることは當然でございませう。私も
は、朝鮮動乱に關する限りにおきま
し、この国際連合の決議なり勧告なり
といふものが生きております限りにお
いては、先ほど来岡田委員との質疑応
答におきまして、日本は、加盟国の
一つとしてそれを尊重すべきことは當
然のことだ、しかし、尊重するといふ
ことは、何でもかんでも、その決議が
当然そのまゝ———われわれの自由意思
といふものを無視して、そのまゝ効力
を決議として當然発生するといふこと
ではなしに、やはり加盟国のなにとし
ては、決議は尊重していかなければな
らないが、日本国のいろいろな事情と
いうものは、やはり自由判断するな
いがある。ただ、朝鮮問題に關する限
りにおきましては、吉田・アチン交換
公文といふものが、日本との間に、そ
の当時から自由意思で締結されたもの
が生きてゐるということにおいて、そ
れに縛られることは、他の問題よりも
一そう縛られる点があることは私も認
めますけれども、しかしながら、今
言つた趣旨において、今度の交換公文
における三項において、やはり事前協

議の対象になるということは、これは間違いないのでございます。

それから、この問題と、他の——先ほど来論議しております、こういうものなその他の事態において国連軍が組織されるような場合におきましては、やはりこれにかわるような協定をしない限りにおいては、当然には何もできない、こういうのが私どもの解釈であります。

○横路委員 今の総理のお話で、この第一項において、日本国における国連軍の地位に関する協定、それは生きています。ですから、先ほど岡田委員との質疑応答の中でかわされたもののよりは、朝鮮動乱に関するこの国連軍の地位に関する協定は非常に生きて、しかもこの中にありますように、「憲章第二条に掲げる義務を引き受け、国連の軍隊の行動については、日本国が許し且つ容易にすることを確認した」と、「許し且つ容易にすること」というのは、私たちの解釈からすれば、これは全面的に支持するということだと思ふ。その言葉の表現が、「日本国が許し且つ容易にすること」なんです。

そこで、私は総理にお尋ねしたいのですが、それではノーと言うのはどういふ場合なんですか。（発言する者あり）いや待つて下さい。このことですね。韓国において、かりに再びいわゆる共産主義勢力の侵略があった場合に、それに対して国連軍は発動するのですから、その国連軍が発動する場合において、先ほど総理から、一般の国連軍の出動よりは、朝鮮動乱における国連軍の出動は、この交換公文によって非常に問題が現実的になってきてい

る。私は、全面的に支持するというのは——「日本国が許し且つ容易にすることを確認した」というのは全面的だと思ふが、国際共産主義の勢力が韓国に対して侵入を開始した、国連軍が出動した、その場合に、事前協議によって、この国連軍が日本の基地を出動して戦闘作戦行動に出ることを、ノーと言ふ場合にはどういふ場合があるのですか。（発言する者あり）

○岸国務大臣 これは実際問題、事実問題、どういふことが起こるかかわかりませんから、われわれはもちろん事前協議の対象としておるわけでございませうが、事前協議があった場合に、そのときの事態において日本の態度をきめなければならぬと思つております。ノーと言ふ場合が絶対ないとは考えておりません。しかし、どういふ場合だということとは、そのときの情勢でなければ、今具体的に、場合々々をあげることはむずかしいと思ひます。

○横路委員 私は、今こちらの方から、韓国に対して国際共産主義勢力の侵入があった場合に、いわゆる国連軍が出動する場合にノーと言ふことがないという。そのノーと言ふことがなくて、常にイエス、イエスであれば、事前協議の対象には何ら必要はない。韓国における国連軍、在日米軍である国連軍が出動する場合においては、それは総理がたびたび言われているように、国際共産主義勢力が韓国に侵入を開始したときに、国連軍は出動ということになりましょ。それ以外に、韓国にこの国連軍というものは、そのほかに出動することはありますか。ないじゃないですか。（ない）と呼ぶ者あり）こちらも、しきりにないないと言

われる。なければ、ノーと言ふことがないではありませんか。ノーと言ふことがないということは、国際連合の軍隊の地位に関する協定のように、常に国連軍の行動については、「日本国が許し且つ容易にすることを確認した」、全面的に支持するのだから、支持する以上は、事前協議の対象にならないじゃないですか。だから第三項で、形式的には他の「取極により規律される」と書いておいて、第一項で、厳としてこの国連軍の地位に関する協定を生かして、事実上は事前協議の対象にはならない。ですから、もしも事前協議の対象になるというならば、こういう場合には事前協議の対象になるのだということを経理からおっしゃっていただかないと、私たちは何にもわからなないじゃありませんか。

○岸国務大臣 問題は、朝鮮問題に関して、今休戦の状態になっておりますが、今後事態がかりに悪化して、在日米軍が国連軍の一部として、日本の基地を使用して作戦行動をするという場合においては、すべて事前協議の対象となるわけでありませう。そうして、いかなる場合においてもイエスと言ふかということとは、一項のなにの趣旨はそういう意味ではないのでありまして、国連軍に対して全体に支持することを許すとか、今おあげになりました条文といふものを、横路君の言われるように、朝鮮問題に関する限り、国連軍の行動に関する限りは、日本はもう一切自主的立場から文句は言えないのだという意味には、私どもは解釈いたしております。従つて、この事前協議は、作戦行動する場合はすべて事前協議になる。そして、その場合に、われ

われがすべてイエスと言ふわけではないというのを明瞭に申し上げたい。

○横路委員 総理は、先ほどから私がお尋ねしている、それならばノーと言ふのはどういふ場合かということには、一つもお答えがないのです。もしもノーと言ふ場合には、こういう場合にノーと言ふのだということが、一つ総理からお話があれば、なるほど政府もそれに対してはノーと言ふ場合があるのだな、こう思ふけれども、今のところ考えであるならば、イエスと言ふことにしかたないではありませんか。私は、この第一項にいう、この協定が効力を有しているのだから、この国連軍の行動については、「日本国が許し且つ容易にする」ということは全面的に支持するということであつて、これは総理がおっしゃる、ある場合によつてはノーと言ふ、そのある場合とはどういふ場合なんですか。もしそれが言えなければ承つておきたいし、そうでなければ、私は関連ですから……

○岸国務大臣 先ほどから私どもと横路君と意見の違ふことは、今一項において全面的な支持であつて、一切日本の自由意思というものは言えないのだというよりな意味で、一項があるとは解釈いたしております。従つて、三項の事前協議といふものは、すべての作戦行動については事前協議をするということを認めております。ただ、どういふ場合にノーと言ふか、いつでもイエスと言ふのではないかということに対しては、われわれはそうじゃない、こういうことを答えております。ただ、どういふ場合にノーと言ふんだというのを事例をあげて言え、こう言われるのでありますが、それは事態

によつてわれわれは判断すべきものであつて、今それをどういふ場合だと言ふということは、それは無理であらうと思ひます。

○横路委員 それでは関連ですから、これで終わります。

○岡田委員 私は、これは序の口の話なんで、まだ入りたいのですが、一時ごろまでもう少し深めたいと思ひます。

先ほどの御答弁を伺つておりますと、少なくとも極東条約がなくとも、国連軍の行動として日本の基地を使うことができる。このことまではお認めになった。この点は間違いないと思ふのですが、一つ確認しておきたい。

○岸国務大臣 ただ、そのできるといふことについては私も認めますが、当然できるのではなくして、国連軍との間の協定があつて、その協定に基づいてできる、こういうふうな私どもは解釈いたしております。

○岡田委員 その点は、今まで政府が国連協力原則を盛んに訴えられておつただけに、これは当然であるという解釈に立つべきであるとは私は考えておりますが、この点についていろいろ質問をして参りますとほかの方へ進めさせんから、続いて次の方へ進んで参ります。あとでまたこの点は質問をするにいたしまして、留保いたしておきます。

第二の点ですが、これは藤山さんに伺ひます。先ほど外務省の情文局の解説について私は御答弁を求めたのでありますが、その通りでありますという御答弁があつた。それはここに原文がありますから……。その外務省の情文局の解説の第二の場合、すなわち、在

日米軍が自衛権の行使としてとる場合にも、第六条の適用によって、いわゆる日本の基地から出動できる。ここに書いてありますから、もう一度言いますが、米軍がアメリカの自衛権の行使のために第六条の極東条項に基づいて日本の基地から出撃ができるか、これについては、ここで、できると書いてありますが、それは間違いないと思います。

○藤山國務大臣 間違いないと思います。

○岡田委員 出撃ができる、こういうことなんです、それでは、ここで私が非常に重大に考えている点があるのがあります。今、自衛権行使のために日米軍が日本の基地から出動できる、こういう御答弁があったのですが、それでは、アメリカの自衛権の行使のために出動できるという明文上の規定はどこにも書いてない、どこに書いてあるのですか。ないじゃないですか。日本の自衛権の行使の点ばかりに注目を、アメリカの自衛権の行使のために極東の地域に対して出動できるといふ、あるいは日本の安全でもないのです、しかし、安全の場合は混乱しますから除きます。極東の場合だけにしましょう。極東条項について、アメリカが自衛権のために出動できるという規定は全然ないじゃないや、とどこにあるのですか。

○藤山國務大臣 一般国際法の観念からいって、自衛権の行使としてとる場合、第六条の適用によって、いわゆる日本の基地から出撃ができる、これは、六条のどこにその含みがございませうか。

○藤山國務大臣 六条は施設・区域の供与に関する条項でございまして、出撃その他の問題について、直接に条項にうたわっているわけではございませぬ。

○岡田委員 それじゃ、四、五、六条にも明文上の規定はないわけですね。

○藤山國務大臣 当然アメリカ自身が集団自衛権と個別的な自衛権を持っておりませう。

○岡田委員 それじゃ、国連憲章の規定に基づいて、この条項によってアメリカは自衛権の行使として極東への出動ができる、この点は間違いないのです。総理大臣、もう一度念を押しておきます。総理大臣、極東条項というのが第六条にございませう。この極東条項に基づいて極東の地域に在日米軍が出動できる、これはさつきから答弁なすつた。これは憲章の自衛権の行使に基づいてやるのだ、これは間違いないです。

○岸國務大臣 アメリカが自衛権を発動する場合は、これは私は、憲章の五十一條に基づいて、個別的または集団的のそういう事態があったとするならば、その場合に、日本に駐留しておる米軍が出動するという場合があるだろうと思ふ。その場合には事前協議の対象となる、こういうことでありませう。

○岡田委員 私は、事前協議のことを言っているのじゃないのです。出動で、たとえば、事前協議の場合には、戦闘作戦行動の場合、これもいわれる米

軍の軍事行動の一つに入りますけれども、それ以外の一般的な軍事行動、簡単にいへば、それも含んでいいです。第六条で極東にアメリカが出動できるのだ、これはさつきから再三御答弁にのびましたが、間違いないと思ふ。

〔発言する者あり〕

○藤山國務大臣 六条でもって出動ができるのではなくて、アメリカは固有の集団的自衛権と個別的自衛権を持っておる。従つて、いづれにおきましてもアメリカ軍も、自分に対する攻撃に対しては個別的自衛権あるいは集団的自衛権を発動し得る、こういうことであります。

○岡田委員 さつきからこつちの方でうるさいですが、極東条項があるというの、これは、国連の行動の場合において、これがあつたことによつて日本の基地を使用できるのだ、こう言っているわけですね。ですから、これは自衛権の行使の場合においても日本の基地を使用できるのだ、こういう意味で御答弁になつてゐるのだ、これはいいのです。ところが、はつきり伺ひますが、それでは、その場合のアメリカの自衛権は、当然これは集団自衛権と個別的自衛権と二つに分けられると思ひますが、さうでございませう。

○藤山國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、アメリカは集団自衛権と個別的自衛権を持っております。

○岡田委員 それでは伺ひますが、アメリカが極東に個別自衛権として出動できるというのはどういふ意味ですか。アメリカが個別自衛権で出動できるか。アメリカが極東にアメリカの領土、領域である以外にはないじゃないですか。個別自衛権の行使というの

は、自分の主権の及ぶ範囲であつて、極東全域がみずからの領土であるという観点に立つてこれが出されてゐるのじゃないですか、はつきりしてゐるではないか。どうなんですか。

○藤山國務大臣 そんなことはございませぬ。

○岡田委員 どういうふうにございませうか、具体的に伺ひたい。

○藤山國務大臣 たとえば、沖縄の場合でもさうでございませう、あるいは艦船の場合でもさうでございませう。

○岡田委員 沖縄その他に出動できるというの、極東における国際の平和と安全という限りにおいては、極東全域を意味してゐます。極東におけるアメリカの領域または権益を守るためにと書いてあるならば別だが、極東における国際云々というところは、明らかに極東全域をさしてゐる。極東というところは全域であり、従つて、極東の一部にあるアメリカの領域という意味ならば、この条項によつては適用できないじゃないですか、どうなんですか。

○藤山國務大臣 領域という、そういう意味ではございませぬ。極東に何か起こりまして、アメリカ軍隊自身に対して、あるいはアメリカの権益に対して侵略的な攻撃があつたという場合には、当然アメリカは自衛権を発動できる、こういうことでございませう。

○岡田委員 いや、私の伺つてゐるのは、条項の上に「極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」というために個別自衛権の行使ができる、こういう場合には、あなたの答弁していることは、極東におけるアメリカの領域、アメリカの権益を守るためにという規定、いわゆる極東の中

に地域限定があるならば別だが、この条約を見て、極東の中のことだということはどこにも出ていない。アジアのほかの国がこの条文を読んで、この条文の極東における国際の平和と安全というところは、極東全域を意味するとアジアの諸国が解釈したらどうなる。明文上何らの規定がないじゃないか。はつきりしてゐるじゃないですか。アメリカの権益その他というのは、それじゃここに書き入れるのですか、どうなんですか。

○藤山國務大臣 国連において認められておる自衛権というものは、はつきりいたしてゐるわけでありまして、そういう意味においては、ただいまお話のような誤解は起こらないと思ひます。

○岡田委員 国連における憲章はわかつてゐます。憲章の五十一條なんか私はよく覚えてゐるが、それよりも、ここに書いてあるのは、何と云つても、この安保条約はアジアの諸国で非常に問題になつてゐる。このアジアの諸国で問題になつてゐるのに、アメリカが日本の基地を使用して自衛権を行使する場合に、集団自衛権を行使してこれをやるんだというならばまだわかるけれども、個別自衛権を行使して極東の全域に行動ができるという解釈をするとするならば、これは明らかにアメリカの侵略性を現わしてゐるじゃないですか。極東全域はアメリカだということを意味してゐるではないか。

○藤山國務大臣 そのようなことは集団自衛権と大へん違ひるのでありまして、たとえば、ヨーロッパにゐるアメリカの軍隊がやられた場合には、アメリカは当然アメリカ自身の個別的自衛

権を行使する権利がある、これは、この条約を見て、極東の中のことだということはどこにも出ていない。アジアのほかの国がこの条文を読んで、この条文の極東における国際の平和と安全というところは、極東全域を意味するとアジアの諸国が解釈したらどうなる。明文上何らの規定がないじゃないか。はつきりしてゐるじゃないですか。アメリカの権益その他というのは、それじゃここに書き入れるのですか、どうなんですか。

○藤山國務大臣 国連において認められておる自衛権というものは、はつきりいたしてゐるわけでありまして、そういう意味においては、ただいまお話のような誤解は起こらないと思ひます。

○岡田委員 国連における憲章はわかつてゐます。憲章の五十一條なんか私はよく覚えてゐるが、それよりも、ここに書いてあるのは、何と云つても、この安保条約はアジアの諸国で非常に問題になつてゐる。このアジアの諸国で問題になつてゐるのに、アメリカが日本の基地を使用して自衛権を行使する場合に、集団自衛権を行使してこれをやるんだというならばまだわかるけれども、個別自衛権を行使して極東の全域に行動ができるという解釈をするとするならば、これは明らかにアメリカの侵略性を現わしてゐるじゃないですか。極東全域はアメリカだということを意味してゐるではないか。

○藤山國務大臣 そのようなことは集団自衛権と大へん違ひるのでありまして、たとえば、ヨーロッパにゐるアメリカの軍隊がやられた場合には、アメリカは当然アメリカ自身の個別的自衛

権を行使する権利がある、これは、この条約を見て、極東の中のことだということはどこにも出ていない。アジアのほかの国がこの条文を読んで、この条文の極東における国際の平和と安全というところは、極東全域を意味するとアジアの諸国が解釈したらどうなる。明文上何らの規定がないじゃないか。はつきりしてゐるじゃないですか。アメリカの権益その他というのは、それじゃここに書き入れるのですか、どうなんですか。

○藤山國務大臣 国連において認められておる自衛権というものは、はつきりいたしてゐるわけでありまして、そういう意味においては、ただいまお話のような誤解は起こらないと思ひます。

○岡田委員 国連における憲章はわかつてゐます。憲章の五十一條なんか私はよく覚えてゐるが、それよりも、ここに書いてあるのは、何と云つても、この安保条約はアジアの諸国で非常に問題になつてゐる。このアジアの諸国で問題になつてゐるのに、アメリカが日本の基地を使用して自衛権を行使する場合に、集団自衛権を行使してこれをやるんだというならばまだわかるけれども、個別自衛権を行使して極東の全域に行動ができるという解釈をするとするならば、これは明らかにアメリカの侵略性を現わしてゐるじゃないですか。極東全域はアメリカだということを意味してゐるではないか。

○藤山國務大臣 そのようなことは集団自衛権と大へん違ひるのでありまして、たとえば、ヨーロッパにゐるアメリカの軍隊がやられた場合には、アメリカは当然アメリカ自身の個別的自衛

権を行使する権利がある、これは、この条約を見て、極東の中のことだということはどこにも出ていない。アジアのほかの国がこの条文を読んで、この条文の極東における国際の平和と安全というところは、極東全域を意味するとアジアの諸国が解釈したらどうなる。明文上何らの規定がないじゃないか。はつきりしてゐるじゃないですか。アメリカの権益その他というのは、それじゃここに書き入れるのですか、どうなんですか。

○藤山國務大臣 国連において認められておる自衛権というものは、はつきりいたしてゐるわけでありまして、そういう意味においては、ただいまお話のような誤解は起こらないと思ひます。

○岡田委員 国連における憲章はわかつてゐます。憲章の五十一條なんか私はよく覚えてゐるが、それよりも、ここに書いてあるのは、何と云つても、この安保条約はアジアの諸国で非常に問題になつてゐる。このアジアの諸国で問題になつてゐるのに、アメリカが日本の基地を使用して自衛権を行使する場合に、集団自衛権を行使してこれをやるんだというならばまだわかるけれども、個別自衛権を行使して極東の全域に行動ができるという解釈をするとするならば、これは明らかにアメリカの侵略性を現わしてゐるじゃないですか。極東全域はアメリカだということを意味してゐるではないか。

○藤山國務大臣 そのようなことは集団自衛権と大へん違ひるのでありまして、たとえば、ヨーロッパにゐるアメリカの軍隊がやられた場合には、アメリカは当然アメリカ自身の個別的自衛

権を行使する権利がある、これは、この条約を見て、極東の中のことだということはどこにも出ていない。アジアのほかの国がこの条文を読んで、この条文の極東における国際の平和と安全というところは、極東全域を意味するとアジアの諸国が解釈したらどうなる。明文上何らの規定がないじゃないか。はつきりしてゐるじゃないですか。アメリカの権益その他というのは、それじゃここに書き入れるのですか、どうなんですか。

○藤山國務大臣 国連において認められておる自衛権というものは、はつきりいたしてゐるわけでありまして、そういう意味においては、ただいまお話のような誤解は起こらないと思ひます。

○岡田委員 国連における憲章はわかつてゐます。憲章の五十一條なんか私はよく覚えてゐるが、それよりも、ここに書いてあるのは、何と云つても、この安保条約はアジアの諸国で非常に問題になつてゐる。このアジアの諸国で問題になつてゐるのに、アメリカが日本の基地を使用して自衛権を行使する場合に、集団自衛権を行使してこれをやるんだというならばまだわかるけれども、個別自衛権を行使して極東の全域に行動ができるという解釈をするとするならば、これは明らかにアメリカの侵略性を現わしてゐるじゃないですか。極東全域はアメリカだということを意味してゐるではないか。

権を發動するだろうと思ひます。どこにおつても、アメリカの軍隊が攻撃されたときには、それは個別的自衛権を發動する。ですから、個別的自衛権の發動は、何も極東に限られておるわけではございません。だから、そういうことによつて何か誤解が起るという意味は、われわれは考へておりません。

○岡田委員 どうしてですか。極東という地域全域を指定して、その中にいて行動がとれる、それは個別的自衛権を行使できるのだという、どうしてそういう誤解がないようにできますか。集団自衛権ならば、その解釈はできます。個別自衛権を極東の全域において行使できるなどという解釈ができるとするならば、その前提は、極東が全部アメリカの領土であるという前提に立たない限り、できませんよ、どうなんですか。はつきりしているじゃありませんか。

○藤山國務大臣 それは、そんなことではないのでありまして、アメリカにおきまして、アメリカが自衛権を發動するということは、それは何か攻撃があつた場合、侵略を受けた場合に初めて發動するのでありまして、極東全域を自分の領土のようにしてかけ回すという意味ではありません。そういう事態が起つたときに初めて個別的自衛権が發動される。そういうことが起かなければ、全域に対して何かするということはないのであります。

○岡田委員 私は、なぜこれを言うかという、米台条約、米韓条約その他をすべて対比してごらん下さい。この場合には、はつきりとアメリカの領土、領域というものを指定してある。極東の地域内における領土、領域とい

うものを指定してある。そしてまた、相手国の韓国あるいは台湾の領土、領域も指定してある。この場合には、その二つの地域のいわゆる個別的自衛権をそれぞれの国が持ち得ることが条文中明らかならなっている。ところが、この安保条約には、アメリカの個別的自衛権を行使し得る領域については全然書いてない。極東という全域に対して個別的自衛権がとり得るようには書いてありませんか。あなたは、国連憲章の五十一条で個別自衛権、集団自衛権の行使ができるというよりなことを言

て、そういうよりなことだけでは、この条約としての体をなさないのです。なぜならば、これは米台、米韓条約、両方を調べてみて、アメリカが個別自衛権を行使し得る場合は、アメリカの領域、管理下にある地域と、はつきり書いてある。極東の場合には何もありません。安保条約には何もありません。行動ができるじゃありませんか。これははつきりしている。できるでしょう、総理大臣の答弁を伺いましょう。

○岸國務大臣 個別的自衛権というものは、自分の領土、領域であるとか、あるいは管理下にあるところから他から武力攻撃を受けた場合に、その国がこれに対して自衛権をとるというのが個別的自衛権でありまして、それは憲章五十一条から当然出てくることであります。従つて、今米台、米韓の条約をお引きになりましたが、何もそれで個別的自衛権をきめておるわけでもありませんし、また、先ほど来問題になつておることは、何かこの条文によつ

て――六条のいわゆる極東条項によつて、アメリカが極東全体に対して個別的自衛権を發動し得るというふうな御解釈になつておるようでありまして、御解釈のことばは、一切政府側からは答弁をいたしていません。政府側から答弁を、個別的自衛権といふものは、国連憲章五十一条できまつておるに、その国の領土、領域、あるいは管理下にある地域が他から武力攻撃を受けた場合に、これに対して自衛権を發動する場合は個別的自衛権であつて、アメリカが極東の範囲内において領土を持ち、自分の領域もしくは管理下にある地域を持つておる限りにおいては、これが他から武力攻撃を受けたという場合にアメリカが自衛権を發動するのは、これは個別的自衛権である。そして、これは直ちに極東全体にそういう個別的自衛権を發動する

ものではないのであります。○岡田委員 伺いますが、それじゃ、米台、米韓条約の例をあげてもけっこうなんです。米韓、米台条約の場合においては、アメリカが個別的自衛権を行使する対象として、たとえば米韓条約は、「現在それぞれの行政的管理の下にある領域」云々と書いてある。この安保条約に基づく、第五条には、確かに米軍の基地というものがアメリカの個別的自衛権を行使し得るものとして規定してあります。しかし、私がここで問題にしておるのは、第四

条、第六条において、特に第六条において、日本の基地を使用するといふ場合において、「極東における国際の平和及び安全の維持」といふことが書いてあるならば、その場合において自衛権を行使する、特に、その自衛権の中で個別自衛権を行使するとするならば、極東の中におけるアメリカの領域、その他の限定がなければ、この条文中では、いかにしても、これはアメリカの領域だけを個別自衛権によつて守るというところは解釈できない。この条文を見た限りにおいては、いかにしても解釈ができない。その点を、条文中明かにしていただきたい。

○岸國務大臣 先ほど来お答えを申し上げておるうちに、個別的自衛権といふものをこの条文中に書く必要はない。それは、国連憲章のなから本質的にきまつておるもので、また、今、米台、米韓の条約をおあげになりましたが、これは私は、むしろ、いわゆる相互防衛――お互いが、そういう地域を武力攻撃された場合において、集団的な自衛権を發動し得る相互防衛をする義務の地域をきめておるものだと思います。いづれにしても、個別的な自衛権といふものは、国連憲章によつて、先ほど来私がお答えを申し上げておるうちに、領土、領域であるとか、あるいは管理下にあるところであるとか、あるいは軍隊であるとか、軍艦であるとかいふようなものは、これはどこにおつても入るでしょうが、そういうものが他から武力攻撃を受けた場合において、これに対して自衛権を發動する場合だけを個別的自衛権といふのであつて、これを条約に書いておらないからそういうことがわからないということは、私は、むしろ、どうも岡田君の御質問は、私に趣旨がよくわからないのです。が、個別的自衛権といふものは、国連憲章から、今、言つておるよりな自

の領土や自国の特別に持つてゐるところだけしか入らないということは、当然だと思ひます。○岡田委員 その点も、あと問題がありますが、もう少し進めなければ、どうもいけないので……今お話のように、米韓、米台条約においては領域の指定が明らかになつておる。ところが、日本の場合には、極東の中におけるアメリカの領域あるいは艦船その他を含む権益、こういうものの何らの指定がない限りにおいて、そのような解釈を第三国からされてもやむを得ない。これは明らかである。それでは、続いて集団自衛の問題に入つて参りますが、アメリカが極東において相互防衛条約を締結してゐる国はどれくらいあります。そして、国の名前をあげていただきたいと思

ひます。○高橋(通)政府委員 極東でありまして、米比相互防衛条約、それからANZUSと申します米、ニュージーランド、オーストラリア間安全保障条約、それから米韓、それからSEATOと申します東南アジア集団防衛条約、それから米華相互防衛条約、これが全部であります。○岡田委員 この相互防衛条約に基づいて、アメリカはこれらの国々に対して集団自衛権を行使するところの義務――いや、国連憲章では権利ですね、共同防衛の義務を負つておることになると思ひますが、それでよろしいかどうか。

○高橋(通)政府委員 その通りでございます。○岡田委員 それでは、そういう義務に基づいて出動をしなければなら

てあるならば、その場合において自衛権を行使する、特に、その自衛権の中で個別自衛権を行使するとするならば、極東の中におけるアメリカの領域、その他の限定がなければ、この条文中では、いかにしても、これはアメリカの領域だけを個別自衛権によつて守るというところは解釈できない。この条文を見た限りにおいては、いかにしても解釈ができない。その点を、条文中明かにしていただきたい。

ということも当然だと思いますが、それは、そういう条約の規定に基づいて当然そういうことになりますね。

○高橋(通)政府委員 それは米軍が出動するわけでございますから、米国の義務としてやることだと思います。

○岡田委員 それでは、私ここではっきり申し上げたいのは、先ほどから問題にしております、極東条項を入れたという意味がここにある。極東条項を入れたというのは、極東諸国に対してアメリカの軍隊が出動し得るために日本の基地を提供する、そのアメリカの軍隊というのは、先ほどから総理も何度も言われているように、国連軍との二枚鑑札のアメリカの軍隊である。あるいはまた、アメリカの軍隊は、在韓米軍という形で条約上の義務を負っている。あるいは台湾に対しても、アメリカの軍隊は義務を負っている。こういう義務を履行するために、極東全域に出動することが可能であるために日本の基地を使用する、そのことのためにこの極東条項を入れた、そう解釈せざるを得ない。このことが、すなわちNEATOであり、こういう形でNEATOの体制を確立しておるといふのが極東条項である。私は、極東条項が無意味であるとか、あるいは不要であるとか言うのではなくて、このNEATOの事実上の完成のために極東条項を入れたんだと解釈せざるを得ないが、藤山さん、どうですか。

○藤山国務大臣 極東条項は、現行安保条約にもあるわけでありまして、われわれは、やはり極東の平和と安全というの、日本の平和と安全にも、前々から申し上げております通り影響があるわけでございます。従って、そ

ういうことについて両国が関心を持っておるということも事実です。しかしながら、極東の範囲に出撃するとか何とかいうような、その地域的な問題として、われわれはこれをあげたわけではございません。両国がやはり関心を持っておる、そうして、そういう場合にわれわれは事前協議をもってその行動を規制して参るわけでありまして、別段そういうNEATOになろうというような心配はございません。

○岡田委員 藤山さん、そういう通り一べんな答弁ならば、私、さつきから申し上げる必要はないのです。米韓、米台条約に基づいて、アメリカの軍隊は両国に対して義務を負っている。この義務に基づいて、極東地域に対して出動しなければならぬ。この出動のために、第六条に基づいて日本の基地を使用することが必要である。そのために、第六条においては、「日本国の安全」という言葉と、もう一つ別に、極東における国際的平和及び安全の維持、この点を明らかにしている。すなわち、日本の国の安全だけではなく、日本国の安全だけをいっている。さつきから答弁を繰り返しているように、国連の行動の場合にも、極東条項がなくても出動できる、基地が使える、そのようなものであるならば何も書く必要はない。極東条項を入れたというのは、アメリカが韓国、台湾に対して義務を履行するために極東条項を入れている。これ以外に解釈のしようがないじゃないですか。どうですか、藤山さん。その点ははっきりしていると思うのです。その点をはっきり答弁なさ

○藤山国務大臣 はっきり申し上げますけれども、米韓条約あるいは米台条約等でもってアメリカが負っている義務を履行するために、こういうものを入れたわけではございません。われわれとしては、前から申し上げております通り、極東の平和と安全というものは、日本の平和と安全にも影響があることとわろんでございます。また、日本の平和と安全を維持するためには、極東の平和と安全が維持されることが必要でございます。そうして、防衛庁長官あるいは総理もたびたび言われておりますように、われわれとしては、この条約というものは平和的な条約でございます。まして、そうして、抑制力を持っておるというふうなわれわれは考えておるものであります。従って、そういう意味において、極東の平和と安全というものは大事である。決して米韓、米台条約のアメリカの義務を共同してやるために入れたものではございません。

○岡田委員 あなた、そういう答弁されるなら、どういうようにして、米軍が米韓、米台条約の義務に基づいて行動している、あるいは第六条に基づいて、あなたの言うように行動している、それをどうやって区別するのであるか。

○藤山国務大臣 日本におります日本米軍がそういうような行動をする場合には、われわれは事前協議によって協議をいたすのであります。それによつて日本の態度ははっきりいたすのであります。

○岡田委員 それじゃ、具体的に何いましょう。これは先ほどから岸総理も言われておるし、この前、李承晩問題で高橋さんも答弁しておる。この点について具体的に伺いますが、国連軍の中に韓国軍も編入されているという答弁、それから、国連軍というものは在日米軍と二枚鑑札だということ、これは岸総理ははっきり答弁しましたね。それならば、第六条に基づいて、日本の基地に国連軍は自由に入つてこれるし、国連軍に編入されている韓国軍も自由に入つてこれるじゃないですか、どうなんですか。これは明らかに日本の基地を韓国軍が利用し、日本の自衛隊と共同作戦ができるじゃないですか、はつきりしているじゃないですか、どうなんですか。

○岸国務大臣 それは違つています。……

○岡田委員 どうして違ふ、総理、あなたが答弁している。

○岸国務大臣 いや、違つております。その違つていることを、詳しく条約局長から説明いたさせます。

○岡田委員 総理に伺いますが、総理は、国連軍、在日米軍は二枚鑑札であるということはお認めになりましたね。これはお認めになりましたね。

○岸国務大臣 現在、朝鮮動乱に対する国連軍としては、これはアメリカ軍のうちにおきまして、国連軍に編入されておるものと、そうでないものとがありまして、これは全部がそういうふうな二つの資格を持つておるとは、朝鮮動乱に関する限り申すことはできません。しかしながら、この必要があれば、いつでもその両方の資格を持ち得るような状態にあることは、これは認めます。また将来、先ほど一般的な問題として論じたときにおいては、そういう場合における国連軍の一部を

なしておる米軍は、やはり米軍であるという二つの資格を持つていうことは、これは私申し上げた通りであります。朝鮮動乱に関して現在存している国連軍というものは、これはごく少数のものがそれに属して、特別的地位を持つておるようであります。

○岡田委員 それはあなたのお答えの通り、吉田・アチソン交換公文に基づく。その交換公文で、その国連軍は、当然日本の国内について安保条約に基づいていろいろな特権、権益、これが活用できることになっておることは、先ほど横路君に対する答弁で明らかで、さうでございます。国連軍は吉田・アチソン交換公文で全く同じ待遇が与えられているわけですね。それで、

○岸国務大臣 おそらく、先ほど御質問がありまして、私は、さうできないというのを申し上げましたが、その詳しい説明をまだお聞き取りにならないで、いわゆる韓国の軍隊については、私どもは……

○岡田委員 韓国は別として……

○岸国務大臣 アメリカの軍隊——国連軍は、吉田・アチソン交換公文で、さつきから答弁した通り、韓国、朝鮮動乱に関する限り申すことはできません。しかしながら、この必要があれば、いつでもその両方の資格を持ち得るような状態にあることは、これは認めます。また将来、先ほど一般的な問題として論じたときにおいては、そういう場合における国連軍の一部を

○岡田委員 それでは、あなたの場合には、韓国軍が国連軍に編入されてお

るといふ客弁を訂正されるなら、それでもけっこうです。

○高橋（通政府委員） ただいまの点は、この前の御答弁のとき、現段階において編入するというのは正確ではないといふふうに訂正させていただきます。すなわち、韓国軍は国連軍の指揮命令のもとにあるということであつて、編入された軍隊ではない、また、日本にありまふ国連軍協定も、韓国は当事国ではない、と申し、すなわち、国連軍としての韓国軍ではありません。韓国軍は国連軍の指揮命令下にあつて、国連軍ではない扱いでございます。

○岡田委員 しかし、そういうのも、実際にやつてゐるじゃないですか。この間、北朝鮮に帰国する場合において、李承晩の軍隊が国連軍の命令で立川に入つてゐるじゃないですか。そして、あれが爆破計画をやつたことが、あの通りはつきりしてゐるじゃないですか。あれは国連軍に韓国軍が編入されてゐるか、あるいはアメリカ軍としての国連軍が指令をしたか、どちらかによつて日本に入つてきてゐるじゃないですか、立川基地に入つてきてゐるじゃないですか。これはどうなんです。はつきりしてゐるじゃないですか。

○赤城国務大臣 立川へ韓国軍が国連の資格で入つてきたという事実はございません。

○岡田委員 事実はございませんといつたつて、あのときにはつきり名前まで出てゐたじゃないですか。あなたとは違つてゐるのですか。それじゃ、具体的に伺ひましょう。この間、三月

十六日から十二日間にあつたつて、アメリカと台湾との陸海空三軍の演習、ブルー・スターという演習が行なわれたはずですが、これは赤城さん御存じでしょうか。

○赤城国務大臣 それは承知してあります。

○岡田委員 この三軍の演習の場合に、在日米軍は参加しましたか。

○赤城国務大臣 調査の上答弁いたします。

○岡田委員 こういうことでさえ、日本の政府はわからない。アメリカには全部目隠しされてゐるから、何をされてゐるかわからない。原爆が入つたつて全然わからないのですか。入つてゐるのでしょうか。加藤防衛局長、答弁しなさい。はつきりしてゐるじゃないか。

○加藤（防衛政府委員） ブルー・スター演習でございますが、三月二十三日から二十七日まで、これは米台両軍でございます。在日米軍といつたしましては、第一海兵航空師団が追浜からこれに参加いたしております。

○岡田委員 赤城さん、そういうことを覚えておいてもらわないと困りますよ。それじゃ、総理大臣どうです。アメリカと台湾の演習においても、在日米軍が使われてゐる。第六条による日本の基地の提供によつて、アメリカと台湾の演習においても在日米軍が使われる、韓国においても使われる。これがNEATOでなくて何ですか。どうですか。はつきりしてゐるじゃないですか。

○岸国務大臣 それは、もちろん演習のことでございます。そうして、現在の安保条約においては、御承知のよう

に、これは文句の言えないような状態になつております。従つて、現在におきましては、あるいは十分事情がこちらの防衛庁にわからないこともありまふ。それだから、この条約を改正してやろうといふのがわれわれの一つの理由になつております。現在の条約においては、そういうことは何と申すか、できない、知らないこともあり得る。遺憾ながら、現在の条約のもとにおいては、そういう状態があるのであります。

○岡田委員 それでは、岸さんの今の答弁によると、新条約ができたつて、アメリカは軍事行動を一切通告する義務を持つてゐるのですか。日本は通告を受ける権利があるのですか。どこにそんなことが書いてあるのですか。書いてないじゃないですか。

○岸国務大臣 これは、この四条において、全体の運用の問題について協議するといふことが明瞭にされております。従来、連絡や、あるいは協議されなかつた事項につきましては、一般的に、全体の条約の施行については協議することになるのであります。

○岡田委員 随時協議したからといって、断られないでしよう。断られますか。

○岸国務大臣 断るとか断れないとかいふ問題じゃございません。今の問題は、そういうことも知らないんじゃないかといふなにかがございましたから、今の条約では事実が明らかにならなかつたところがあるといふことを申し上げたのであります。協議するといふことは、すべての問題についてわれわれが事前協議を受けるということではございません。事前協議の事項は限定

されておることは、御承知の通りであります。これについては日本の同意がなければできない、こういうことではあります。

○岡田委員 演習でさえ在日基地を使う。まして、ほんとうの戦争になつたら当然使うのはあたりまえじゃないですか。NEATO体制はこれなんですか。どうやつて拒否できますか。明らかに、演習でさえ拒否してゐる。ここで赤城さんがごまかす……。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○岡田委員 赤城さんや防衛庁がごまかすだらうと思つて、台湾の中華民国在日大使館と称するところから出てゐる「中華週報」といふものをここに持つてきてゐる。この中に、ブルー・スター演習は在日米軍基地を使つてやつてゐると書いてある。これさへ赤城さんは知らない。あとで局長に聞いてからわかるという程度です。しかも、このやうなことが協議にかかるといふのは、当然第六条の適用で在日米軍は行動する。それに基づいてNEATO体制ができるじゃないか。これがNEATOです。わかりませんか。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○岸国務大臣 岡田君の方は、演習でさえ拒否するから、ほんとうのときは当然やる、こういうふうな論理ですが、それは逆だと思ふ。われわれの方は、ほんとに今のNEATOの実質を持つたやうな作戦行動をする場合においては、現在はないのですが、事前協議をする。事前協議をして、日本の同意がなければ、そういうことをさせないとい

ふことによつて、今あなたが心配されておるところのNEATO体制ができるじゃないかといふことは、そういうことではないのであります。ただ、演習の場合に使つてやるということを目本は知らないじゃないかといふふうなことにつきましては、今後は条約の全体の運営については協議することになつておりますから、現在の条約のもとにおけるやうな事態はなくなるだらう、こういうことを申し上げたわけでありまふ。

○岡田委員 それじゃ、演習は何条の適用によるのですか、あなたは第六条だと言つてゐたね。

○岸国務大臣 今申し上げておるやうに、事前協議の対象じゃありません。これははつきりしてゐる。しかしながら、四条で、一般的条約の運用の上からいつて、いろいろの点について協議する。だから、先ほど来の、防衛庁長官がそういうことを知らないやないかといふやうな事態はないやうに、少なくとも、今後においては、そういうあれはなくなるというのを申し上げたのであります。

○岡田委員 そじゃ、伺ひますが、協議の対象になるのは、演習を含むその他どういふものがあるのか、全部言つて下さい。

○岸国務大臣 条約の運用に関することについては、全般的に随時協議するといふことになつておりました。どういふことがあるかといふことを一々あげるわけには参りません。条約の運用上、すべて重要なことは協議の対象になる、こういう意味で御理解いただければいいと思ひます。

○岡田委員 しかし、総理はそういうことを言うけれども、安保条約の四条における協議というのは、日本とアメリカとの軍の行動の問題ですよ。台湾にいるアメリカ軍と台湾にいる台湾軍との間の演習の問題についてまで協議をされるのですか。それじゃ、フィリピンの問題も、朝鮮の問題も全部やるのですか。

○岸国務大臣 そういうことをやるわけではございません。

○小澤委員長 静粛に願います。

○岸国務大臣 ただ、日本は、この条約については、駐留しておる米軍が日本の基地を使用して演習をやりまして、これは韓国にいる軍隊や、それからフィリピンにいる軍隊や、台湾にいる軍隊がどういふことをしようとも、これはまた米軍であろうとも、それはわれわれの何ら関するところではありませんが、問題は、日本に基地を持つておる米軍が、その基地を持つておることは、この条約によってできるわけでありまして、それを使用していろいろ重要な影響のあるような行動をするという場合においては、協議の対象になる、こう言っておる。

○岡田委員 それでは、あなたはそうおっしゃるけれども、アメリカと台湾の演習は、在米米軍と台湾軍との演習でいいわけですね、何で在日米軍を使うのですか。

「アメリカの勝手だ」と呼び、その他発言する者多し」

○小澤委員長 御静粛に願います。

○岡田委員 アメリカの勝手だといつても、アメリカの意図というのは、明

らかに安保条約を通じてNEATOを作ろうというのを暴露しているじゃありませんか、はっきりしているじゃありませんか。どうだ、そうじゃないですか。

○岸国務大臣 そういふ問題じゃないと思います。アメリカがどこの軍隊を使うかという問題は、これはアメリカ軍の立場でありまして、アメリカ軍からいえば、各地に駐留させている軍隊のいろいろな事情で駐留地をかえるといふようなこともやりますし、従って、今お話のような、これがNEATOになるのだといふことは、全然問題とは違ふと思ひます。

○岡田委員 それでは何いいますが、今の演習が、この安保条約が通つたとして行なわれた場合、在米米軍と台湾軍の演習だけではないのに、在日米軍が参加するといふことについて、これは日本政府として拒否されますか、拒否できないでしよう。拒否できないで、ちゃんとNEATO体制に協力するでしよう、どうですか。拒否もできないよ。はっきりしている。

○岸国務大臣 問題は、どういふふうな範囲で演習するかということが直ちにNEATOになるのだという岡田君の前提というものが、私は非常に飛躍していると思ひます。ただ、今言つたように、演習する場合において、われわれがそういうものを拒否するかどうかという問題については、いわゆる拒否できるかどうかのものについては問題がありません。あるいは日本としていろいろな問題があるから、そういうことは一つ差し控えたのだといふよう

な意見を協議のときに言う場合もありましよう。しかし、それでもアメリカがやるかといへば、それを別に拒否するといふことは、これは四条の協議の性質からいって、そういう性質のもではないと思ひます。従つて、そういうことができないことは、言うを待たないのでありますが、それをもつて直ちにNEATOの前提である、こういうふうな論議されるところに論議の飛躍があると思ひます。

○岡田委員 これで終わりますが、今日の段階における演習といふものは、これは単なる演習ではない。国際平和に対する脅威を与えるような威嚇演習が多いのであります。こういう意味で、それは実例としてはっきりしている。(発言する者多し)この諸君はわからないから……

○小澤委員長 静粛に願います。

○岡田委員 はっきりしておきますけれども、台湾の金門、馬祖におけるあの紛争があつたときにも、台湾沖においては第七艦隊を中心とする演習が行なわれておる。これは威嚇演習なんです。スエズの場合においても同様なんです。全部が演習という名目でアメリカの侵略主義を明らかにしておる。それに対して、演習だから、今は事前協議ではないが、新条約では、第四条の協議でやるのだから、その場合に、演習程度だから協力いたします、そういう程度で、その協力に基づいて戦争が拡大し、日本の方に武力攻撃を受けた場合においては、あなたは第五条の適用に基づいて自衛隊の出動をさせて、そうして戦争に巻き込まれる、話の結論はそこなんです。わかりましたか。

○小澤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後二時十九分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡田春夫君。○岡田委員 きょうは、運営委員会のきめて四時までということでありまして、私の質問はまだまだいふありますが、私の質問はまだまだいふありますが、全部終われないわけでありまして、従いまして、その時間の許す限り少しやつて参りたいと思ひますが、事ほどさうにわれわれは慎重審議をやつておるわけでありまして、質問を始めて参りますけれども、きょう、いわゆる極東関係における政情として、非常に重大な問題が実は起こつていふやうであります。その点はもう総理大臣もすでに御存じのやうに、例の問題の李承晩大統領が辞意を表明したといふことが伝えられております。これはやはり日本の国にとりまして、非常に重大な関係でございますので、李承晩大統領の辞意に対しまして、総理としてはどのようなお考えをお持ちになつておられるか、こういう点から一つ伺つて参りたいと思ひます。

○岸国務大臣 私、まだ正確には情報に接していません。

○岡田委員 しかし、あのような情勢のもとにおきましては、総理も御存じのやうに、たとえば自由党の総裁をやめて、行政関係の最高長官として居るわつたといふやうなごまかし程度では、許されません。李承晩がやめるというところが南朝鮮における国民の希望でもあ

り、そして、そういうことがひいては極東の平和のためでもある、このやうに私は考えるのであります。総理の御見解を伺いたしたいと思います。

○岸国務大臣 今回の問題につきましても、過半、正確に事態を把握していくやうにいろいろ努力をいたしております。もちろん、日本にとつて重大な関心のある、また、影響のあることでもありますから、われわれとしても、十分慎重に、正確に事態を把握していくやうにいたしたい。今日においていろいろな批評、意見を述べることは適当でないと思ひます。

○岡田委員 この前の私の質問の場合に、総理の御答弁では、前回の大統領の国民投票その他の当時の選挙といふものが、民主主義のルールから見ても、非常に適当ではないという意味の御見解の披露があつたやうに私は記憶しております。これはもちろん当然だろふと思ひますが、この点はいかがでございますか。

○岸国務大臣 今回の事件が最後の発火点になつた近因は、大統領選挙にある。大統領選挙について今までわれわれが入手しておる情報から申しますと、民主主義国における正常な選挙としては、はなはだ遺憾な点が多い、かように当時も考えておりました。今日もそう考えております。

○岡田委員 それでは、そういう民主主義のルールに反するやうなことをやらしました大統領は、当然責任を負うべきだと思ひますが、この点はいかがですか。

○岸国務大臣 責任を負うか負わないかは、これは韓国のことであります。か

ら、私の方で申すことは適當でないと思います。

○岡田委員　韓国のこととは――あなたの場合はどうですか。責任を負いますか。

○岸国務大臣　私は、かくのごとく民主主義に反した選挙をやるようなことは、夢にも考えたことはございません。

○岡田委員 主観的には、李承晩も民主主義には反してないだろうと思います。岸さんも主観的に反してないとい

う程度では、問題の解決にはならない
 と思いますので、続いて次に入ります
 けれども、きょうは御承知のように、
 先ほど慎重審議の点でも御要望いたし
 ましたが、数方の国民の請願が実は行
 なわれているわけでありまして。この請
 願というものは、言うまでもなく、憲
 法で保障された国民の権利であります

て、この請願の趣旨を政府並びに国会が正しく尊重するということは、やはり民主国会の原則であろうかと思いません。この請願問題、これほど国民の反

対が起こっていることについては、現在の政府は反省をして、慎重にその点の考慮をして、その請願の趣旨に沿うようにすべきだと思いますが、この点はいかがですか。

○岸國務大臣 今日行なわれておる諸願は、国会に対する諸願のように聞いております。国会がどうそれを処理し、お扱いになるかは、国会の議に従うべきものだと思ひます。

○岡田委員 それはお説の通りであります。国会の今までの運営等を見ておきますと、ともすれば、自民党の諸君は怒るかもしれませんが、多数の力で押し切っていくというような経過が

多い。そうすると、それにもかかわらず、請願者の数は百万をこえるというやうな膨大な請願で、日本の歴史始まって以来ない、このような請願の動きが起こっているわけであります。この点については、やはり政府としては、国会がきめるときめないとにかかわらず、国民の意思がこのやうな形で現われているということで、十分この請願の趣旨に留意されることを私は希望したいと思いますが、御見解はいかがでございましょうか。

○岸国務大臣　今申しておるように、この問題は、国会に対する請願で、国会が考察になることだと思います。

もちろん、私は常に申し立てるよう
に、国民多数の意見を尊重して国民の
世論に耳を傾けていくことが、民主政
治の運営上必要なことだということ
は、私の信念でございます。

○岡田委員 それでは、午前中の質疑の中で二、三の問題をもう一度、これは重要な点もありますので、確認をいたしておきたいと思いますが、極東

条項に関連をいたしましたして、在日米軍が日本の基地を使用する場合、国連の行動としてこれをとった場合においては、第六条の極東条項がなくともこれは行動ができる、こういう点の見解を

私は披露いたしました。ところが、これに對しまして岸總理は、第六條の極東條項がなくとも、國連の行動としてはこれは行動することができるとの、その趣旨の御答弁のあつたことは間違

でないと思いますが、その点はいかがでありますか。

○岸国務大臣 六条にいわゆる極東条項がなくとも、国連軍が編成されたり、国連の決議によって米国が行動す

るという場合に、日本の米軍を使うという事はできると思います。ただ、その場合において、当然その決議だけできるわけではなくて、米軍を含んだ国連軍との間の協定が必要であり、その協定に基づいて行動できる、かようなことであります。

○岡田委員　その点ではありますが、そういう点から申しまして、新たな何らかの協定を必要とする、それに基づいて、極東条項がなくとも行動ができるのだ、こういう点の御答弁をいただきたい。

第二の点は、アメリカの個別自衛権を行使する場合においても、これは露

章で認められた自衛権の行使として認められておるから、だから、この日米安保条約に、アメリカの自衛権について——私の質問しておるのは個別自衛権の問題ですが、個別自衛権について

ことさらに明文上の規定がなくとも、この安保条約の適用はできるのである、第六条に基づく日本の基地の使用というものは可能である、このように御答弁

がでありますか。

○岸國務大臣　ちよつと私、御質問の趣旨がはつきりしないと思うのですが、私の申し上げておるのは、アメリカ

力が個別的な自衛権を発動する場合
は、国連憲章五十一条に基づいて、極
東における米国の領土であるとか、あ
るいは管轄下にある地域であるとか、
あるいは米国の軍隊や軍艦というよう

なものが、他から武力攻撃を受けた場合に、これに対してアメリカは個別的自衛権を発動することができ、その個別的自衛権の行使に日本の米軍を使うことができる、そうしてその場合は、

もちろん、事前協議とかなんとかい
問題は、別に考えなければならぬこと
は当然でありますけれども、そういう
ふうに解釈しております。

○岡田委員　それでは、いわゆるアメ
リカの個別自衛権あるいは集団自衛
権、これについては、第六条の規定に
基づく極東の平和という主要目的の場
合に、このアメリカの自衛権というも
のは、条約に明文上の規定がなくとも
も、当然これはとり得る、このように
私は解釈いたしておりますが、それで

よろしゅうございますね。

○岸国務大臣　米国の持つておる自衛権は、この条約に何ら規定がなくと

も、国連憲章によって、個別的並びに集団的自衛権を持つ、かように解釈いたします。

○岡田委員　そういたしますと、総理にお伺いいたしますが、国連の行動の

場合においても、極東条項は必ずしもなくてはよろしい、アメリカの個別自衛権の行使においても、極東条項がなくとも、憲章の五十一条に基づいて、自

衛権の行使ができるとするならば、極東条項というものは、この二つの場合には必ずしも必要としない、必要である場合には、アメリカの集団自衛権の場合においてはのみ必要である、このように

うに解釈をしてよろしゅうございますか。

○岸国務大臣　それは私は違ふと思ひます。大体安保条約第六条の規定は、言ひまでもなく、駐留目的、基地を使

用させる目的を明示してあるものであります。それは反面において、ある意味で、米軍の行動についてのある一つの制約的な意味が私はあると思います。しかし、直接には駐留目的を規定す。

しておるものであります。従つて、今お話しのように、日本に駐留しておるアメリカ軍隊が、この目的があるからそのいかにんによつて自衛権が制約を受けるというものじゃなからうと思ひます。自衛権を持つ、持たないといふことは、本質的にきまる問題であつて、この六条以下の規定いかにんに関係ない、かように考えております。

○岡田委員　高橋条約局長に伺ひます。一月二十日付の外務省の情文局發表による条約の解説によりますと、この

条約の第六条においては、いわゆる半軍の行動範囲は直接、地域の面から制限をしているものではない、しかし目

的の面から限定をされているので、米軍の行動はおのずからおおむねこの極東の地域に限られることになるであろうことは当然である、こういつております。といったしますと、先ほどの岸総

理の答弁によると、明文の上ではアメリカの自衛権についての何らの規定はない、これは岸総理が答弁しなくてもわかり切っている。その通りですが、

ただ、その場合において、憲章五十一
条に基づいて行動をするということであ
るならば、ここでのおのずからおおむ
ねこの極東の地域に限られるであらう
ことは当然であるということは、法律

的にこのようなことは言えないと思いますが、どうですか。すなわち、憲章五十一條の規定に基づいて行なわれる自衛権であるとするならば、これはこ

であります。全世界において自衛権の行使が、武力攻撃ということがあつた場合において、当然行なわれることになるのであるから、このような目的の面から限定されているという情文局の

書き方は、法律上間違いないと思ひ、どうでございますか。

○高橋(通)政府委員 ただいまの問題でございますが、その前に自衛権の問題を御指摘になりました。自衛権は、国際法上の理論と申しますか、根拠がございまして、その制限に従うことは当然でございます。これは国際法上の個別的な自衛権の問題であります。また、このことは、この条約に関連しますれば、この条約の第一条におきまして、武力の行使と云ふこと、武力による威嚇、これは完全に禁止されておりますし、従ひまして、自衛権を行使することは、これはその条約、国際法上許された場合において自衛権が行使できるというところでございます。合法的に自衛権が行使できるということ、それと、現実に自衛権を行使する場合に、これを事前協議にかけて、これを許可するかどうかという現実問題とは、これは別でございます。すなわち、自衛権の行使は合法である。合法であるということが、合法である以外に、やはりこの第六条の極東の平和安全とか、日本の安全とか、それから交換公文の事前協議という問題が起るわけであります。確かに自衛権の理論的な問題は、御指摘の通りでございますが、この説明は、そういう問題とは別に、現実問題としてそのようになるといふことを説明した次第でございます。

○岡田委員 今の御答弁についても、いろいろ御質問をしたい点があるのですが、先ほどの総理の御答弁からいふと、自衛権の行使については何らの明文上の規定はないが、当然なことである、これはいいのです。その通りだと私は思ひます。それから関連の行動においても必ずしも極東条項を必要としないというのであるならば、自衛権の行使並びに関連の行使に関する限りは、極東条項は全然要らないといふてよろしいやありませんか。

○岸田大臣 私の考えによれば、さつきからお答えを申し上げておるうちに、自衛権というものの本質は、国連憲章によつてきまつております。その行動の範囲といふことは、地域的範囲は、これは国連憲章においては何らの制限はございせん。程度として武力攻撃に対抗する力には、必要最小限度のものでなければならぬといふことはあるけれども、地域的にはない。ところが、日本にわれわれが基地を与えて駐留しておる米軍の目的の目的に限定されておるわけでありまして、このことは、六条は直接には目的を限定しておるものであるけれども、同時に、そういう目的において日本に駐留しておるわけでございますから、本来その自衛権の行動としては、無制限な地域に行動できる米軍も、その駐留目的から、やはり間接的にそういう行動の範囲というものが無制限でなくなつてくる、そのことは、同時に、事前協議であるとか、あるいは極東の平和と安全に寄与するために日本への駐留を米軍との間に話をして定めたかといふことは、やはりその場合における日本に駐留しておる米軍の行動範囲というものは、本来無制限なものであるけれども、そんなどこへでも行くといふなんじやなしに、両方が関心を持つておることは、極東の平和と安

全、その中核をなすのは日本の安全である、こういう見地から、当然の制約を日米の間のこの協定でする、それをさらに六条に書き、六条の行動する場合における事前協議といふものを含めて、そういうふうにアメリカが日本と協定をして制約をしておる、かように考えております。

○岡田委員 そうしますと、総理の御答弁は、極東条項といふものは、米軍の行動の範囲もこれによつて限定したものであるという御解釈ですか、どうなんでしょうか。これは解説によれば、行動の範囲は限定しておらない。限定しておらないといふのは、米台、米韓その他の防衛条約には限定しておるわけですが、そういう関係で、これが違ふのか。このように断つておるのですね。この極東条項といふものは、行動範囲の限定を意味しておりますか、いかがでございますか。

○岸田大臣 私は、米韓、米台等の条約においては、この条項に当たるところのものについては制約がないと思ひます。さつきおあげになりました点は、むしろこの条約においては、第五條において、日本の施政下にある領域内における武力攻撃に対して、日米両方が共通の危険と認める云々といふことでありまして、今のおあげになりました米台等の条約においては、それをその国の領域だけに限らずして、アメリカの領域やなを含まれて、お互いに明確にしておる。その点は五條のわれわれの問題であつて、その行動範囲といふものについては、米台等との条約においては制限は全然設けておらないと私は解釈いたしております。

○岡田委員 林さん、そういうことを教えたためです。林さんの教え方が間違つてゐるから、岸さんはそういう答弁をしなければならぬ。林さんよく聞いておいて下さい。総理もよく聞いておいて下さい。米韓条約を例にあげて申し上げましょう。米韓条約の第四條、「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めるところに従つて、大韓民国の領域内及びその附近に配備する権利を大韓民国は許すし、アメリカ合衆国は、これを受諾する。」「相互の合意により定めるところに従つて」といふことには、行動の範囲も含んでゐると解釈すべきであります。この点については、日米安保条約の第六條には、何らの規定はない。米台条約にも、相互の合意云々といふことは明らかに規定されております。ですから、岸さん、これは林さんからの耳打ちでなくて、実際に条文をごらん願ひまして、行動範囲の規定がこのような形でもあり得るということとは、一つお認めいただきたいと思ひます。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘の通り、第四條はそういうふうになつております。「相互の合意により定めるところに従つて」といふこと、この合意がどういふものであるか、この合意の内容によつて、おのおのどういふ問題であるかが決定してくると思ひます。ただ、われわれといたしましては、この合意の内容が、今までどういふものであるかは全然わかつておりません。しかし、これに相当するものは、第六條の第二項に書いてございす。

○岡田委員 それでは高橋さんに伺ひますが、この第二項に書いてあるのは、いわゆる施設協定に関する合意の問題、それ以外の行動範囲にまでこれは規定をされることになるのですか。米台条約のその相互の合意云々といふ中には、今あなたの答弁された、六條の二項にある、いわゆる行政協定の中外のことも当然これに含み得る、これは条約解釈として当然そうなると思ひますが、その点はどうなんでしょうか。

○高橋(通)政府委員 この第六條の第二項でございますが、おもに今御指摘になつた点は、地位協定のことをお考えになつてゐるかと思ひます。地位協定におきまして、日本におけるアメリカ軍の軍隊の権利義務云々のことだけを考へてゐるというふうでございまして、これは必ずしもそのみに限定してゐるつもりではございせん。そういうような日本における合衆国軍隊の地位や施設及び区域の使用、こういうことは、こういう取りきめによつて規律されるということになつておるわけでございます。たとえばこの事前協議の交換公文も、「次のことが同条約第六條の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光榮を有します。」云々といひまして、第六條の趣旨としての交換公文が行なわれておるわけでありまして。

○岡田委員 それでは伺ひますが、その他の取りきめによつて規律されるという中に、米軍の行動範囲もきめられるわけですか、その御解釈によると。

地位は、……に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。このように書いてございす。

○岡田委員 それでは高橋さんに伺ひますが、この第二項に書いてあるのは、いわゆる施設協定に関する合意の問題、それ以外の行動範囲にまでこれは規定をされることになるのですか。米台条約のその相互の合意云々といふ中には、今あなたの答弁された、六條の二項にある、いわゆる行政協定の中外のことも当然これに含み得る、これは条約解釈として当然そうなると思ひますが、その点はどうなんでしょうか。

○高橋(通)政府委員 この第六條の第二項でございますが、おもに今御指摘になつた点は、地位協定のことをお考えになつてゐるかと思ひます。地位協定におきまして、日本におけるアメリカ軍の軍隊の権利義務云々のことだけを考へてゐるというふうでございまして、これは必ずしもそのみに限定してゐるつもりではございせん。そういうような日本における合衆国軍隊の地位や施設及び区域の使用、こういうことは、こういう取りきめによつて規律されるということになつておるわけでございます。たとえばこの事前協議の交換公文も、「次のことが同条約第六條の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光榮を有します。」云々といひまして、第六條の趣旨としての交換公文が行なわれておるわけでありまして。

○岡田委員 それでは伺ひますが、その他の取りきめによつて規律されるという中に、米軍の行動範囲もきめられるわけですか、その御解釈によると。

地位は、……に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。このように書いてございす。

○高橋(通)政府委員 これは法律的な問題として申し上げますが、ここで書いてあるのは、きめていかぬということじゃないと私は考えております。きめる必要があるかどうかとか、そういう問題、また、きめた先例があるかどうかという問題も別であります。それは私はできると考えます。

○岡田委員 その解釈はきわめて不十分であると思ひますが、私はこれはあとで行政協定のときにやります。そういう解釈は出てこないものであります。これは実例であつて何うて参ります。

そこで、今申し上げたように、極東条項がなくとも、自衛権の行使においては当然出動ができる、明文上規定がないのだから、それは第六条並びにその他の日米新安保条約には、自衛権の行使の規定がないわけですから、それならば極東条項は要らないのじゃないですか、岸さん、どうですか。

○岸国務大臣 自衛権の場合は、個別的自衛権と、それから集団的自衛権と、両方あると思ひます。それに用いることができるということは、先ほど申したように、自衛権の本質からできるわけでございます。しかし、それがわれわれの協定の事前協議の対象になることは、これは当然でございます。

○岡田委員 ですから、総理に何うていふのは、個別自衛権の行使といふものについては別段明文上の規定はない、しかも、この極東といふことは、行動の範囲を限定したものでない、目的で使つたものであるといふことならば、極東条項がなくとも、個別的自衛権でアメリカは出動できるではありませんかと私は何うております。

○岸国務大臣 この極東条項といわれたい六条の条約は、先ほど来お答え申し上げておる通りに、直接には駐留の目的をなしておる、しかし、同時に、そのことは、反面的に言つて、そういう目的を限定して駐留しておるものでありますから、それが行動する場合において、必然的にその趣旨が行動の範囲を規制することになるということ

を申し上げております。それは直接にこれを限定している、行動範囲をこれに限定しておるというのではございませぬけれども、目的をそういうふうになしておるといふことから申しますと、日本の駐留しておる米軍が行動する場合において、その範囲が本来無制限にあるところの自衛権でございませぬけれども、米軍が無制限に持つておるけれども、日本に駐留している米軍を使う場合においては、その目的をなすに無視した、逸脱したところの使用といふことは考えられない、こゝういふ意味においては、その行動範囲といふものが、おおむね極東の範囲に一致するといふことをわれわれは申し上げておるわけでございます。

○岡田委員 それはこの条約上現われたい法律上の拘束ではなくて、政治的なあなたの御見解ではないのですか。何か合意がございませぬか。

○岸国務大臣 条約にはつきりこの駐留目的を限定して書いておるのでありますから、その解釈上からさういふ結論になるといふことを申し上げておるので、ただ私の希望的な、政治的の意見といふことではございませぬ。

○岡田委員 それでは、ここにある外務省の解釈の行動範囲の制限が地域的な制限を行なつておらないということ

は、今の総理の御答弁では間違ひだと思ひますが、藤山外務大臣、どうですか。

○藤山国務大臣 今の総理の答弁で間違ひではございませぬ。総理の言われたように、アメリカは個別的な自衛権でどこへでも出られる、しかしながら、この条約の目的として日本に駐留しているアメリカ軍といふものは、共通の関心のある極東の平和の維持といふこととございませぬから、総理が言われたように、日本に駐留しておる在日米軍といふものは、おのづからその行動が制約されるというのを言われたいのであります。別段発表文と間違つておることはございませぬ。

○岡田委員 日米安保条約といふのは、日本とアメリカとの関係のみならず、この新安保条約に基づいて起る影響といふものは、これは国際的でありませぬ。従ひまして、日米間の約束のみならず、条約の条項にきわめて不明確な条項がある場合においては、何らかの形でこの解釈を明らかに日米間に合意する必要があると思ひます。しかも、これを合意した上で海外に明らかにする必要があると思ひます。その意味では、極東条項と書いて、米軍の行動範囲は極東である、そして個別自衛権の行動においては、極東の中のごく一部のアメリカの領域だけをい

ことを、どういふ形で藤山外務大臣は明らかにされるんでございませぬか。

○藤山国務大臣 従来、愛知委員の質問に対してはわれわれは答弁をいたして、政府としての確定の答弁をいたしておるわけとございまして、国会を通じてそれを明らかにいたしておるわけとございませぬ。

○岡田委員 国会を通じて答弁をされているあなたの答弁が、きわめてわからないのであります。だから問題になるのでありますし、わからないという理由は、条文中に不十分な点があるからであります。条文中に不十分な点というのは、あなたの方の努力の結果不十分ではなくて、意識的に不十分に、不明瞭にしたのであります。これは先ほど申し上げた米韓、米台条約の適用と相反しないために、NEATO体制を作るために、不明確な形で条文中に現わしたのであります。これが政府のほんとうの意図なんです。これがNEATOであり、アメリカの意図でもある、これははつきりしているじゃありませんか。

○藤山国務大臣 意識的に不明確にいたしましたといふようなことは断じてございませぬ。

○岡田委員 断じてないならば、この解釈を明確にいかなる方法でやられますか。あなたの国会の答弁なんかじゃ明確になりませぬ。

○藤山国務大臣 今までの政府の確定答弁でもって明確でございませぬ。

○岡田委員 この点、答弁は私は明確だとは思ひませぬ。これは非常に不明確である。極東全域をいつて極東と書いて、極東のごく一部のアメリカの権益だけをさす、どこに明確があります

か。あなたの例を考えたつてわかるじゃありませんか。藤山といつて、藤山姓はすべてが藤山外務大臣である、そんな明確さがありますか。藤山姓のすべての人があなた自身ですか。それなら、どろぼうの中にも藤山といふ人はいますよ。ともかくもさういふ不明確なこと、これでどこで明確であるとおあなたは言われますか。極東条項について集団自衛権の行使についても、この解説の中で、おおむね極東の範囲を行動し、といつておる。おおむねだから、完全にはないんです。あなた

の得意なおおむねですよ。外務大臣が得意でない、外務省が得意らしいんです。どこにでもおおむねといふ言葉を使つておる。おおむねといふのは、ごまかしといふ意味です。それではあなた、個別自衛権の場合には、極東と書いて、極東の一部の、アメリカの領域を意味する、極東と書いて、集団自衛権で行動する場合には、アメリカの軍事行動といふのは、おおむね極東の範囲である、あるいは出るかもしれない、おおむねだから。これは岸さんも、この前、横路君の質問に答えて、極東の周辺地区に行くかもしれないと言つた。日本の周辺が極東で、極東の周辺にまたその周辺があつてといふことで、範囲が非常に広がつておる。こゝういふ形で、集団自衛権の行使の場合にも、地域の限定は全然ないじゃありませんか。ないといふことを解説に書いてあるじゃありませんか。これが間違ひなのか、この解説が間違ひなのか、今のあなたの方の言つているのが間違ひなのか、どちらかしかないですよ。

か。あなたの例を考えたつてわかるじゃありませんか。藤山といつて、藤山姓はすべてが藤山外務大臣である、そんな明確さがありますか。藤山姓のすべての人があなた自身ですか。それなら、どろぼうの中にも藤山といふ人はいますよ。ともかくもさういふ不明確なこと、これでどこで明確であるとおあなたは言われますか。極東条項について集団自衛権の行使についても、この解説の中で、おおむね極東の範囲を行動し、といつておる。おおむねだから、完全にはないんです。あなた

○藤山國務大臣 解説は間違つており

ません。アメリカが自衛権を行使する

ときには、先ほど来申し上げておりま

すように、アメリカの領土なり、ある

いは管理しておるところ、あるいはア

メリカ自身の軍隊その他が、国連憲章

第五十一条によります侵略を受けた場

合、不正な攻撃、戦闘行動を受けた場

合、それを自衛権を発動して出て参り

ます区域というのは、自衛権の本質か

らいいまして、限定がないということ

を申し上げておるわけでありませう。た

だ、この条約におきましては、そうい

う場合におきましては、極東の平和を

維持するといふ意味からいまして、

おおむねその範囲内であるといふこと

は、むしろ明瞭であると思ひます。

○岡田委員 この問題ばかりやつてい

てもしょうがないから、これはあとに

留保いたします。

統一、これは条約解釈ですから、

高橋さんにも何って参りたいと思ひま

す。先ほどからの御答弁によると、米

韓、米台条約によつて、アメリカは自

衛権を行使する義務を負つてゐるわけ

です。日米安保条約によつても、自

衛権の行使の義務を負つてゐるわけ

でございます。どうでございますか、そ

の点は、アメリカの場合です。

○高橋(通)政府委員 アメリカの場合

合、御指摘の通りでございます。必ず

自衛権を行使するといふ義務を、第五

条で負つてゐるわけでございます。

○岡田委員 これは安保条約でござい

ます。米韓、米台条約も当然その義

務を負つてございませう。

○高橋(通)政府委員 同じ趣旨でござ

○岡田委員 同じでございますね。

○高橋(通)政府委員 はあ。

○岡田委員 アメリカとフィリピン

の防衛条約、SEATOの条約、それか

らANZASの条約、これらに基づい

て、同じくアメリカはこれらの国々に

対して自衛権行使の義務を負つてゐ

るのでございませう。その点はどうで

す。

○高橋(通)政府委員 そうでござい

ます。

○岡田委員 それでは、NATO、

CENTO、それから、全米条約とい

ひましようか、アメリカ州全体の条

約、これに基づいても、アメリカは自

衛権の行使の義務を負つてゐるので

ございませう。

○高橋(通)政府委員 その通りでござ

います。

○岡田委員 岸さん、お聞き下さい。

アメリカはこれらの条約によつて自衛

権の行使の義務を負つてゐる。すなわ

ち、アメリカは全世界に自衛権を行使

し得るといふことを明らかにしてゐ

る。これはアメリカの侵略性の現われ

でなくして何ですか。アメリカが全世

界で自衛権をどこでも行使し得るとい

ふことは、逆に言うならば、アメリカ

の世界戦略政策の現われなんだ。このよ

うな形で自衛権といふ憲章を濫用し

て、アメリカは全世界において軍事行

動をどうとらしてゐる。この現われな

んだ。その一環としての日米安保条約

です。その点をばつたり考えなければ

い。日米安保条約は理解できない

い。日米安保条約といふのは、日本と

アメリカの關係だけでは、全世界にお

十一条を濫用して全世界に自衛権を持

つといふことを言つてゐる。もしこれ

が逆に、ソ連がこれと同じ態度をとつ

た場合に、あなた方どう言ひます。明

らかにこれは自衛権の名に隠れたアメ

リカの侵略政策であります。その一つ

がこの安保条約であることを忘れちゃ

いけないのです。この点なんですか。

○岸國務大臣 その前提としては、自

衛権といふものの本質について岡田君

は、どういふふうに考へられておるか。

自衛権といふものが侵略性を持つてお

るといふことに、私は非常に間違ひが

あると思ひます。それからもう一つは、五

十一条の名に隠れて、乱用するといふ前

提をとつておられますけれども、これ

また、私は、それは、全世界に対してそ

ういふ条約機構を設けて、自衛権、すな

わち他から武力攻撃を受けた場合にお

いて、それらの地域の平和と安全を守

るといふことが、これをもちつて侵略性

がある、こう論断されることについて

は、私は全然違つた考へを持つており

ます。

○岡田委員 明らかじゃありません

か、防衛的な条約にしたつて——それ

ならば、全世界においてアメリカの領

土が散らばつておつて、アメリカの領

土を防衛するために自衛権を行使す

る、侵略ではない。どこに世界全体に

アメリカの領土がある、全然ないじゃ

ないか。明らかに全世界をアメリカの

支配のもとに置こうとしてゐるのが、

これが五十一条の乱用である。安保条

約のねらいはこれなんだ。その中の

一つがNEATOなんだ。NEATO

の中に組み入れられてゐるのが、これ

だ。明らかじゃありませんか。あなた

は、武力攻撃があつた場合——それ

じゃ、どこから武力攻撃がある。あな

たは仮想敵国はないと言つた。仮想敵

国がないならば、全世界において自衛

権の名に基づくアメリカの世界戦略の

自衛権組織といわれるこのような軍

事同盟体制を作る必要はないじゃな

い。仮想敵国がないなら、そんなもの

を作る必要はないでしよう。どうで

すか。

○岸國務大臣 その根本の問題につ

きましては、せんだつて来われわれが

言つてゐる通りに、この自衛権とい

ふものの本質、先ほど来議論でもは

きりしたのであります。国連憲章五

十一条の規定を前提とするものであ

る。他から武力攻撃を受けた場合に初

めて自衛権といふ觀念はあり得る。

いかなる意味においても、こちらから侵

略するといふ意味において自衛権とい

ふものは認められておらないことは、

岡田君よく御承知の通りだと思ひま

す。岡田君の議論を裏づけるため

に、五十一条を乱用して、五十一条の

名に隠れて云々といふ言葉を言われ

るのであります。それ自身は、自衛権

といふものの本質が侵略性を持つてお

らないといふことを私は明らかに認

めておるものと考へます。われわれ

は五十一条を乱用するといふ考へは

持つておりません。従つて、あくまで

も自衛権の本質に基づいての考へであ

りますから、そういう侵略性の考へは

毛頭持つておりません。

○岡田委員 五十一条において現実

に自衛権の乱用が行なわれてゐるじゃ

ないか。あなた、伺ひますが、地中海のま

ん中あるいは中東付近において何か事

態が起こつた、アメリカに何の自衛権

の行使の必要がある、アメリカに何の

關係がある。アメリカの権益に關係は

ないじゃないか。人の国内政干渉す

るために、自衛権といふ名前で干渉

するといふ意圖なんだ。これが明らか

に出ているじゃないですか。全世界のど

こにおいてもアメリカが自衛権を行使

できるといふことは、これは国民の常

識として明らかだ。全世界においてア

メリカは自衛権を使へる、これでアメ

リカが侵略性がないなどは、国民は

考へないじゃないか。明らか

じゃないですか。

○岸國務大臣 これは御承知の通り、

今世界の——これは根本的のなによ

うが、世界の大勢といふものは、自由主

義と共産主義の二つのなによに對立を

いたしてございまして、全世界といふ言

葉を用ひられておられますけれども、そ

れは全世界における自由主義を防衛

するための条約機構をお話しになつて

いると思ひます。これに對して共産

主義の國々は、共産主義の國々には

自衛的な防衛機構を持つてゐるこ

とは、これは私から申し上げるまでも

なく、これが對立してゐるといふのが

現在の國際情勢であります。今おあげ

になりました中近東におけるところの

問題については、これはせんだつて

も、當時の事情を詳し知つてござい

ます外務大臣からお答を申し上げま

したように、これは事情が私に違つて

おると思ひます。すなわち、その國から

要請を受けて、そのなによに基づいて

ように、当然の自衛権として云々という問題とは、条約機構とは別のものである。国際的にいへば、今全世界は、東西の両勢力が対立しておるというところとがわかれておる。その間において、両方がおのおの世界の平和を守るために自衛的な安全機構を作っておるというのが、これが国際の現状でありまして、これをもってお互いが侵略性を持っておるという考え方は、私はいずれの方向にとつてもそれは考えておりません。

○岡田委員 それじゃ伺いますが、総理大臣、あなたの御答弁の共産圏以外のところは、全世界においてアメリカの自衛権は行使できる、それは、全世界の共産圏以外のところは、もしその五十一條に適用されることがあるならば、アメリカは軍事行動はやり得るのでしょうか。そうじゃないですか。そうでしょう。

○岸国務大臣 前提は、武力攻撃がある、いわゆる侵略があるということ、それから全世界のなかに私は二つに分かれておる、こう申し上げましたが、もう少し正確に言えば、どちらのなにも属していない地域もございますから、それらの地域における侵略があった場合に、当然条約機構から自衛権の発動という点は、これは別の点で考えなければならぬと思いますが、いずれにしても、いかなる場合においても、他から侵略を受け、他から武力攻撃を受けた場合にだけ発動するものであることは、これは変わらない、こう思います。

○岡田委員 しかし、そう言われるけれども、総理大臣、どうです、五十一條をどこでも行使できるというなら、

レバノンの場合だって、五十一條の適用をしたのですか。あれは五十一條の適用をしなかったのです。アイゼンハワー大統領は、五十一條を適用したというところをあの当時の教書にはつきり書いておられます。これはここにも資料があります。ところが、武力攻撃がなかったにもかかわらず、米軍は出動した。その場合、藤山さんは、あの国の政府から要請があったから出動したのだ、五十一條ではないのだと必ず言ふ。ところが、あの国の政府の要請は、そのあとレバノンの国会で否決になつてゐる。しかも、あのときあなたは何と言つたんですか。米軍があそこに出動するのは適当ではないという談話をわざわざ発表したじゃないか。必要があれば、ここにも本が全部ありますよ。

○藤山国務大臣 そういうことはございせん。当時の実情は私も知っております。けれども、御承知の通り、レバノンとシリアとの国境に紛争がございまして、国境を越えて武器等が入るといふ問題がございまして、レバノン国自身に内乱の状態があつたことは事実でございます。そうして当時の大統領は内閣の同意を得まして、そしてアメリカに出兵を要請したしたのでございまして。ただ、そういう出兵が適当であるかどうかといふことは、これは別個の問題で、長くおりますことは紛争の

種をまくことがあり得る場合もございまして、そういう意味において、私といたしましては、なるべく早くアメリカが引き揚げるのが適当だといふことを言つたのでございまして。

○岡田委員 あなたはあのとき国連総会にそのあとで行つたのだけれども、あなたも知つてゐるじゃないですか。国連の監視団が行つて、外部からの侵略の危険性はないという報告が、国連安保理事会であつたじゃないですか。危険があつただけであつて、そういう侵略を受けた事実はないという監視団の報告、それさえあなたも否定するのですか。はつきり言つてゐるじゃないですか。

○藤山国務大臣 今申し上げましたように、レバノンは国内に騒擾がございまして、同時に、レバノン国として、その内戦に用いられてゐる武器等がシリアの国境を越えて入つてきてゐるというところで、一方では、アメリカに出兵を、閣議の結果、主権国の主権者として要請した、一方では、国連に對しましてはかの國が心配をいたして、そうして国連の国境監視団を出したことは、御承知の通りでございまして。その国境監視団の報告というものは、今岡田君の言われますように、必ずしも武器がたくさん通つておる形勢はないといふことであつたわけでありまして。でありますから、そういう状態のもとに、アメリカが、たとい主権者の要請であつても、長くあそこに駐在してゐることは、必ずしも適当でないといふことをわれわれが申すのは、当然のこととてございまして。

○岡田委員 あなた、それじゃ、監視団の調査の結果、外国からレバノンに對し武器供与その他のことがあつたといふことを事実として認められたのですか。そういう報告があつたと言えませんか。どうなんですか。これにはつきり書いてあるのだから。

○藤山国務大臣 そういふことを申し上げたわけではございません。国連の監視団が出まして、その監視団の報告によつて、そういう事実があまり十分に認められないといふことではありますから、従つて……(岡田委員「認めなかつたのでしょ」と呼ぶ)そうです。あたりまえです。われわれも認めておらない。それです。それから、レバノン政府の主権者の要請によつて出兵しても、長くそこにまつておることは適当でない。

○岡田委員 出兵したことは間違いないじゃないか。

○藤山国務大臣 間違いないとございせん。レバノン国の主権者の要請によつて出たのでありますから、そのこと自体は国際法上認められてゐることとてございまして。

○岡田委員 あなたはそのときに声明を出してゐるが、それは間違ひではないといふ声明なんです。あなたのこの声明とはだいぶ違ひのようですが、「外国からの干渉が原則として否定せらるべきである」とは言つてもないが、日本政府としては、レバノンの紛争が果たして外部からの干渉によるものであるか否かに付ては調査を要すると言ふ見解を今日まで採つてきたのであつて、現在までのところ、国連が明らかにした報告も必ずしも外部からの干渉と言ふことは確認されないと言つてゐる以上、この問題に付ては各国とも慎重な態度をもつて善処しなければなら

ないと考えてゐる。この意味において、アメリカのレバノン派兵は却つて事態の平和的解決を困難ならしめるにあらざるや憂慮するものである。『反対してゐる』じゃないか。

○藤山国務大臣 はつきり同じことを當時言つておられます。

○岡田委員 さっきのようにこれは危険がないじゃないですか。出動するのは間違ひじゃないのですか。どうなんですか。

○藤山国務大臣 主権国の主権者が要請いたしましたし出動いたしますことは、違法ではございません。しかし、それを政治的に見まして、その事態において適当であつたかどうかといふことを判断して、必ずしもそのときに適当でなかつたといふことを申し上げておるわけとてございまして。

○岡田委員 伺いましよ。それじゃ、レバノンにアメリカが出動したのは、主権国の主権者の要請に基づいてだけ出動したのですか。

○藤山国務大臣 その通りでございまして。

統領は、特別教書で、五十一條で出動したと言っていますよ。これはきつとあなたが知らないのでしょう。どうなんでしょう。五十一條じゃないのですか。はつきり言っているじゃないですか。

○高橋(通)政府委員 ただいまの教書でござりますが、これを読んでもみますと、武力攻撃があつたので、これに對処するために武力を行使するために、五十一條に基づいて、この適用として行つたのであるということをはつきりは言つておりません。やはりアメリカが最も大きな法律的理由とするところは、主権國のこういう事態における要請でございます。

○岡田委員 あなたはそういういいかげんなことを言われるが、私は特別教書の原文を翻訳してある。ここに書いてある。日付も言いまししょう。特別教書は、五十八年の七月十五日にアメリカの国会に送つた特別教書、これにははつきり言つてゐるじゃありませんか。「以上のような理由から私は自衛のための集団行動の権利を認めている。国連憲章の五十一條に基づいて今回の措置をとつたわけである」と言つてゐるじゃありませんか。五十一條の適用言つてゐるじゃないですか。これは違ふのですか。そればかりじゃありません。藤山さん、何か質問がほかの方向へ行つたので、平気な顔をしてゐるけれども、そうじゃない。あなたに關係があるのだ。レバノンの政府の要請によりというのだが、レバノンの憲法を調べましたか。レバノンの憲法では、政府が行動を起こしても、国会の承認がなければ、その行動は合法と認められない。ところが、どうです、出動要請

に對して、レバノンの国会はこれを否認してゐるじゃないですか。レバノン政府の要請じゃないのですよ。明らかにそうじゃないですか。それならば、何のためにアメリカは出動したか。自衛権という五十一條の看板を掲げて、世界において軍事行動をやろうという意図が、この点でも明らかに出てゐるじゃないか。どうなんだ。

○藤山國務大臣 岡田さんの御意見ではございますけれども、私は当時そういうふうには考へておりません。

○岡田委員 それじゃ伺いまししょう。当時そうでないならば、アイゼンハワー大統領の憲章五十一條に基づいた今回の措置というものは、このようにアイゼンハワーは言つてゐるのですか、言われないのですか、あなたは御存じのはずですか。――藤山さんから答えなさい。藤山さん、答えなさい。だめですよ。

○高橋(通)政府委員 先ほどの説明とかメッセージのことではございますので――私の持つておきます資料によりますれば、一九五八年七月十五日のアイゼンハワー大統領の声明がございます。この声明では、「合衆國は、今朝、前述の措置を国連安保理事會の緊急會議に報告する。国連憲章が認めてゐるように集團的自衛は固有の權利である。この憲章の精神に従つて、合衆國は、安保理事會にその採つた措置を報告するとともに、云々、すなわち、五十一條に基づきその適用として行つたのもなければ、それに基づく措置として安保理事會に報告したのではないけれども、そのような憲章の精神に従つて、念には念を入れたい」と意味で報告したというのが、この声明ではないか

と考へております。それから一九五八年七月十五日のメッセージでございしますが、もちろん、両方のメッセージ及び聲明も、要請のことを非常に強調しております。そのほか、ただいま岡田先生の御引用の点でございしますが、これはここにいろいろ書いてあります。『合衆國は、国連憲章が固有の權利として認めてゐるもの(すべての國家が獨立維持に必要な場合協力を行ひ、また、援助を求めるといふ權利)に従つて行動するであらう。』こういうことを言つております。従ひまして、技術的と申しますか、この五十一條の場合が發生したんだ、だから、これに對して個別または集團的な自衛權の行使として武力を行使しに行くのだというふうなことはございせん。私はそのように考へております。

○岡田委員 それではレバノン問題について伺いますが、安保理事會その他で、レバノンに對して外部からの侵略、武力攻撃、そのようなことがあつたという結論になりましたか、どうですか。

○藤山國務大臣 その点は、そういう結論には、私が先ほど來申しておりますように、なつておりません。

○岡田委員 なつていないのですね。藤山さんに悪いけれども、藤山さんの言葉のしりが非常に不明確なんです。そこらにははつきり、なつてないなら、ない……。

○藤山國務大臣 あまり語尾を強めますと、ときどきやじが飛びますから、適当に言つております。御承知の通り、今お話のように、安保理事會等におきまして国境監視団を出しました。その報告から見ても、安保理事會としては、国境紛争として武器が入つてきた、間接侵略が非常にあつたというようには認めておりません。

○岡田委員 なつていないとおっしゃる。なつていないのに、五十一條を適用して米軍が出動した、これは明らかに五十一條違反じゃないか。はつきりしてゐるじゃないですか。総理大臣、どうなんです。アメリカはいつも憲章を守るなどというふやふやを考へてゐるのに、そこに安保条約の魔術がある。安保条約ではアメリカは常に憲章を守るなどと言つて、われわれ國民をだまそうとしたつて、だまされぬ。

この事實をごらんない。国連の安保理事會で正式に、外部の干渉はなかつたというのに、五十一條でアメリカは出動した、これは憲章違反じゃないか。はつきりしてゐるじゃないですか。岸さん、どうですか。

○藤山國務大臣 今条約局長が申し上げたような大統領教書もしくは国会に對する要請でございまして、われわれには、そういうふうには悪用したというふうには考へておりません。

○岡田委員 それでは、どういふことのために出たのですか。明らかに客觀的に悪用じゃありませんか。

○藤山國務大臣 今申し上げておりますように、正統政府の要請がありましてから出たのであります。その後の経過として、国連監視団等も参りました。そういう事實がなかつたわけでありまして、できるだけのすみやかに退去することが適當であるということを勧告いたしましたのは、當然でございまして。

○岡田委員 自衛權行使の乱用の一例を今申し上げたのです。まだありますよ。たくさんありますけれども、これ

をやつてゐるとは何かの問題に入れないから、やめるのだが、朝鮮戦争に国連軍というものが出動した。これはアメリカが中心になつたのだが、出動したというものは合法ですか。憲章に沿つてゐるのか、どうですか。高橋さん、条約上明らかにして、藤山さんを通じて具體的に一つ御答へ下さい。国連軍として出動したのは合法であつたかどうか、あるいはまた、国連軍として出動するにあつて、安保理事會はどのような決定を行なつたか、憲章何条に基づいて行動してゐるか、これを一つはつきり御説明願ひたい。

○藤山國務大臣 事實等につきまして条約局長から詳細に申し上げますが、御承知の通り、安保理事會の決議及び總會の決議によりまして、アメリカに對しまして、統一司令部を作ることゝ委嘱いたしました。その委嘱によりまして、アメリカが国連憲章を編成するように加盟國に話合いをいたしまして、そしてそれをその國から兵隊を出して、別段違法ではございせん。

○岡田委員 大衆雜誌に書いてあるような解釈の程度で言われるのは迷惑なんです。はつきり申し上げますが、安保理事會で、五大國一致の原則からいへば、ソ連があつたときに欠席をしてゐた。そのもとにおける安保理事會の決定は、これは無効であります。その点を高橋さんは知つてゐるだろうが、藤山さんはおそらくさういふことはあまり考へないで言つておられるのではないかと。これは私は、明らかに五大國一致の原則に反する、安保理事會の決定に反すると思ふ。それはアメリカは勝手に、安保理事會の決定する以前

に——岸さん、これは聞いておいて下さいよ。安保理事会が正式決定をする数時間前に、アメリカは米軍としてすでに朝鮮に出動しているのです。だから、安保理事会の決定において、国連軍として出動しているのではない。米軍が国連憲章を無視して、勝手に侵略していつているのです。これは明らかに原則から見て、これは明らかに間違っている。あの当時、西村条約局長は何と言っているか。国連憲章の第三十九条前段に基づいて行動しております、このように答弁しております。これは間違いないんです。三十九条の前段では武力行動はできない。条文をこらんださい。後段でなければ武力行動はできないのです。後段も、三十九条だけでは行動ができない。そのあとに続く四十一、四十二条の決定がなければ行動はできない。四十一、二条の決定は、安保理事会でなかったのです。なかったにもかかわらず、アメリカが軍事行動をやった動いた限りにおいて、これは明らかに憲章違反じゃないですか。

○高橋(通)政府委員 ただいまの御指摘の点でございますが、一九五〇年六月二十五日の決定で、御承知の通り、北朝鮮は侵略国であるという決定が行なわれておるわけでございます。それから、次の六月二十七日に、「緊急な軍事措置が必要であることに留意して、……国際連合加盟国が、武力攻撃を撃退し、且つ、この地域における国際の平和及び安全を回復するために必要と思われる援助を大韓民国に提供するよう勧告」をいたしておるわけでございます。これは全部御承知の通りでございますが、それから一九五〇年の七月七日には、「前記の安全保障理事会の決議に従って、兵力その他の援助を提供するすべての加盟国がこれらの兵力その他の援助を合衆国の下にあり統一司令部に提供することを勧告」いたしております。このように三つの決議が、朝鮮に関する国連の行動の基本原則となっておるわけでございます。

それから、ただいま御指摘の点の、その前に米軍が活動いたしたということ、時間的には、そのような時間的なずれがございました。しかし、これはアメリカ軍の自衛権に基づく行使であるということをいわれております。それから、それに対して問題があるとしたとしても、その後のこの三つの決議によって、これが完全に合法化されているわけでございます。ただ、もう一つの点は、欠席をしたというところでございますが、これは御承知の通り、ソ連が安保理事会の行動をずつと従来まで組織的にボイコットしていたわけでございます。そこで、このように組織的にボイコットして、完全に安保理事会の行動を不能に陥らしめるというふうな場合には、これはいわゆる拒否権の行使であるとはわれわれは考えられないというものが、国連における一般の世論になつてゐる、私はこのように考えております。

それからもう一つ、これは勧告であつて、決定ではないじゃないかというところでございますが、確かに国連の決定はいたしております。しかし、このように勧告を行なうことができないのだと、それを禁止している規定は、国連憲章にはないのでございます。

従いまして、決定でなく勧告でもこれでは、このように考えております。

○岡田委員 今たくさん問題になることを答弁されましたが、まず一点だけ伺いましょう。安保理事会の決定以前に米軍が行動したのは自衛権の行使である、このように言われた。しかし、南朝鮮とアメリカとの間に結ばれた条約というものは、朝鮮戦争が始まつてから三年たつて、五三年にきめられてゐる。アメリカが朝鮮において、個別自衛権、集団自衛権を行使し得るというものは、この相互安全保障条約がない限りにおいて行使し得ないはずだ。そうしたら、それ以前において軍事行動をやつたアメリカは、アメリカの自衛権の行使として、条約を結ばないで、どこでも行つて自衛権を行使できるのですか。どんなことでもやれるのですか。安保理事会がきめないうちに、アメリカだけが、平和の十字軍であるかのとき、そんな行動は許されませんか。許されないじゃないですか。これは明らかに憲章五十一、二条違反だといふことは、あなた自身がお認めになつたじゃないですか。明らかにそうじゃないですか。それ以外に何があるのですか。どうなんです。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 御静粛に願います。

○高橋(通)政府委員 ただいまの法律的な点だけお答え申し上げますが、第一点は、北朝鮮の侵略がございましたときに、米軍は、そのような行動をするに、韓国から要請されております。それからもう一つは、その場合、軍自体の本質としての自衛権、これも考え

られます。それからもう一つは、集団的自衛権云々の問題がございしますが、これは一般の通念をいたしまして、必ずしも、集団的自衛権というものは、条約関係がなければこれを行使していいのだという説はございしません。一般通説としては、集団的自衛権を確実に行使するためには条約がございしますが、法律的意见としては、必ずしもそういうことは言われておりません。それから、いずれの場合におきましても、その直後に行なわれましたこの五〇年の諸決議によつて、自衛権の行使が完全に正当化されている、これは言えると考えます。

○岡田委員 今の点、藤山外務大臣はお認めになるのですか。高橋さんの答弁は……

○藤山国務大臣 その通りと考えております。

○岡田委員 総理大臣もそう思いますか。

○岸国務大臣 私もその通りだと思ひます。

○岡田委員 それでは、これは日本政府の新学説、全世界において、何らの条約なしに、どこでも一國が自衛権を行使し得る。たとえば、例をあげて申しまししょう。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願います。

○岡田委員 アフリカにおいて何らかの紛争が起つたときに、アメリカは侵略を受けたという名目のもとに、五十一、二条に基づいて軍事行動できるのだ、これは総理も外務大臣も条約局長も全部認めた。これを侵略学説と言ふ。この侵略学説に基づいているのがこの安保条約なんです。

○藤山国務大臣 当時アメリカ軍が朝鮮におりましたことは事実でございます。従つて、アメリカ軍自身が自衛権を発動することもできますし、また、韓国政府が条約になくても、自分の一たん緊急の場合におきましては、アメリカと話し合いをして、そうして条約と同じような話し合いをいたすこともできるわけでありまして、条約がなければ、必ずしもできないということとはございしません。

○岡田委員 話し合いの場合に、五十一、二条が適用できるわけがないので、憲章五十一、二条というのは、武力攻撃があつた場合に対する自衛権の問題なんではないの、自衛権の行使に話し合いするなんというの、これはおおよそナンセンスなんです、そんな御答弁はおよいしたくないと思ひます。そんなことでは話になりません。ともかくも、日本政府——総理大臣を初めあなた方全部が言つてゐるのは、全世界のどこかにいていられる侵略というものをアメリカが認めた場合において、アメリカは軍事行動として自衛権の行使ができる、こういう新学説がある。これを侵略学説と言ふ。安保条約の基礎になつてゐる自衛権の行使、これは、今のあなたの思想の上に立つた、侵略学説の上に立つておる。そういうものを得ないじゃないですか。

○岸国務大臣 われわれは、今、岡田君の言われるように、世界のどこかに侵略があつたら、自衛権でどこへでもいけるということを言つておられます。

○岡田委員 さつき認めたじゃないか。

○藤山国務大臣 当時アメリカ軍が朝鮮におりましたことは事実でございます。従つて、アメリカ軍自身が自衛権を発動することもできますし、また、韓国政府が条約になくても、自分の一たん緊急の場合におきましては、アメリカと話し合いをして、そうして条約と同じような話し合いをいたすこともできるわけでありまして、条約がなければ、必ずしもできないということとはございしません。

○岡田委員 話し合いの場合に、五十一、二条が適用できるわけがないので、憲章五十一、二条というのは、武力攻撃があつた場合に対する自衛権の問題なんではないの、自衛権の行使に話し合いするなんというの、これはおおよそナンセンスなんです、そんな御答弁はおよいしたくないと思ひます。そんなことでは話になりません。ともかくも、日本政府——総理大臣を初めあなた方全部が言つてゐるのは、全世界のどこかにいていられる侵略というものをアメリカが認めた場合において、アメリカは軍事行動として自衛権の行使ができる、こういう新学説がある。これを侵略学説と言ふ。安保条約の基礎になつてゐる自衛権の行使、これは、今のあなたの思想の上に立つた、侵略学説の上に立つておる。そういうものを得ないじゃないですか。

○岸国務大臣 われわれは、今、岡田君の言われるように、世界のどこかに侵略があつたら、自衛権でどこへでもいけるということを言つておられます。

○岡田委員 さつき認めたじゃないか。

○藤山国務大臣 当時アメリカ軍が朝鮮におりましたことは事実でございます。従つて、アメリカ軍自身が自衛権を発動することもできますし、また、韓国政府が条約になくても、自分の一たん緊急の場合におきましては、アメリカと話し合いをして、そうして条約と同じような話し合いをいたすこともできるわけでありまして、条約がなければ、必ずしもできないということとはございしません。

○岡田委員　今の岸総理の御答弁は、レバノンの例をあげてお話しになったのですか。政府の要請があったから、五十一条でやった、そういう意味で御

おきましては、武力攻撃が起こったので、この武力攻撃に対処するために、五十一條の集団的自衛権に基づいてこの武力攻撃を排除するために行くので

語、フランス語、ロシア語、英語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、」と書いてある。この中には……

〔発言する者多し〕

ければならないという規定じゃないのじゃないか。やはりそういう場合には、それがなくとも十分に成り立つ。しかも、たとえば御承知の通り棄権の

通り、非手続事項でございます。ただ、このラオスの場合は、あの委員会チームス・オブ・リファレンスですか、あの内容を検討してみますと、非

手続事項が適用になるような、調査、インベスティゲーションではない、これは一つの補助機関と申しますか、インクワイアリーという言葉を使っております。従いまして、そのような重大なインベスティゲーションという内容を持つものでないの、ああいう手続をとった、こういうものでござい

○岡田委員 高橋さんは、日本の解釈ですね。日本の解釈はそのようにある。ところが、ソビエトの方は手続事項であると解釈している。安保理事会において、あなたのような解釈と——あなたのような解釈というのは、アメリカの解釈なんです。(発言する者多し)委員長注意しろ。

○小澤委員長 静粛に願います。

○岡田委員 高橋さん、聞いて下さい。あなたというか、日本政府、アメリカは非手続事項だという解釈をしたかもしれない。あなたのような解釈をしたでしよう。しかし、それ以上に手続事項であるという別な常任理事国の意見がある、これをどちらにきめるかという場合には、何によってきめますか。

○高橋(通)政府委員 ですから、通常のそういう疑いがある場合は、これは非手続事項なんです。しかし、それは疑いもなく、当然そうであるというときは、そういう問題を起こさずに、そこで非手続事項として決定しちゃった、こういうことでございます。そして、そのような国連の慣行に従う、こういうことじゃないかと考えております。

○岡田委員 そういふ疑いがないといたって、疑いがあつたら、安保理事会はあんなにもめたんじゃないで

すか。だから、これの採決をとらざるを得なかつたのじゃないですか。だから、拒否権の行使はあのときは有効なんです。拒否権の行使が有効であるにかかわらず、日本はアメリカのいいお手先になつて、そうしてラオスの調査とかなんといつて出ていった。これは明らかに日本とアメリカは憲章違反を犯した、これは明らかなんです。憲章上の規定で明らかなんです。もうはっきりしておるじゃないですか、憲章の中にはっきりしておる。なぜ私がそう言うかという、安保理事会の採決方式にヤルタ方式というのがある。これは諸君、よく聞いて下さいよ。ともかくも、ヤルタ方式を採用するのかどうかというところが、国連憲章制度のサンフランシスコ会議のときに提案があつた。これに基づいて質問があり、この質問に基づいての常任理事国の回答、いわゆる憲章提案国からの回答があつた。この回答の中に、手続事項か手続事項でないかをきめるには拒否権、ヴィーの行使を認めると書いてある。そのヴィーの行使に基づいて安保理事会が拒否された。安保理事会が拒否されたのに、ラオスに対して日本やアメリカはいい氣になつて出ていった。これは国連の名前を僭称した、明らかじゃないですか。

○高橋(通)政府委員 ただいまの御指摘の点は、よくわかります。手続事項か手続事項でないかという問題が起きた場合に、そういう投票に問う場合があるんですが、その場合に、あくまでも議長の裁定によるわけでありまして。議長の裁定によつて、サンフランシスコ条約のあの五カ国宣言によつてやるかどうかという問題が起るわけでありま

す。たとえば、千九百何年でございしたか、中共を招請するかどうかということが投票に問われたことがあります。そこで、中華民国の方がノーと言つた。そこで、それが拒否権であるかどうかというところで問題が起きたことがあります。手続事項かどうかという問題が起きたわけでありまして。非手続事項ならば、その拒否権が有効になるわけでありまして、非手続事項か手続事項かという問題が起きた場合に、今御指摘のヴィーをとらずに、議長の裁定で、これは当然そんな問題を起こすべき問題でないから、非手続事項だといつてやつてしまつたわけでありまして。ですから、そういうふうにそのあとの問題は発展するわけなんです。

○岡田委員 私は、もうこれでやめますが、ラオスの場合にはヴィーとしたのです。そのときに日本がアメリカのしり馬に乗つてわーわーといつてやつた。ヴィーとしたのに拒否権が認められないといつて勝手な行動をしたのです。これは非常に明らかです。

私は、話をもとに戻しますが、自衛権の行使の名のもとに五十一條が使えらんだといつて、全世界においてアメリカは自衛権の名のもとに軍事行動をとり得るということを盛んに言つてゐる。それが朝鮮戦争の場合あるいはレバノンの場合、ラオスの場合、いろいろの場合が幾つか出て、このような形で全世界にアメリカの自衛権が行使できるといふアメリカの世界戦略、世界侵略政策の現われの一つが日米安保条約である。そして、それがNEATOになつておるといふことは明らかです。これは、自民党の諸君はそうでない

と言つておるけれども、国民の多くはそう思つておる、これは明らかです。自民党の諸君は、もう少し条約を研究して、頭を洗い直して、頭を洗つて、きよりの諸願の行動をよく見たらいい。私は、きよりは四時からあれです。私、私の質問はこれで留保いたします。

○小澤委員長 次会は明二十七日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十九分散会